令和3年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 令和3年第3回定例会記録

		おいらせ町議会 令和3年第3回定例会記録						
招集年月日	令和3年9							
招集の場所	おいらせ町	「役場本庁舎	議場					
開会	令和3年9	月7日 午	前10時00分	議長宣告				
閉 会	令和3年9	月7日 午	後 3時58分	議長宣告				
応 招 議 員	議席番号	氏	名	議席番号	氏	名		
	1番	佐々え	木 勝	2番	澤上	勝		
	3番	馬	場正治	4番	澤上	訓		
	5番	木木	村 忠 一	6番	田中立	E —		
応 招 議 員	7番	日野!	口 和 子	8番	平野	敢 彦		
心 扣 哦 只	9番	沼 均	端 務	10番	吉村	敢 文		
	11番	澤。	頭 好 孝	12番	柏崎	利 信		
	13番	西鱼	館 芳 信	14番	松林	義 光		
	15番	楢口	山 忠	16番	西舘	秀雄		
不応招議員	なし	なし						
出席議員	16名							
欠席議員	なし							
	職	名	氏 名	職名	氏	名		
	田J [*]	長		を 副 町	- 	向 仁 生		
	総務	課長		古 政 策 推 進 課		崎 勝 徳		
		才 課 長				田光寿		
	税務	課 長		台 町 民 課		頭則光		
地方自治法第	保健こど				-	中淳也		
121条の規定により説明の		主課長		商工観光課		崎 和 紀		
ため出席した 地 域 整 者の職氏名		# 課 長		全 計 管 理	者佐々			
	病院事	務長		重 教育委員会教育		林 義 一		
	学 務 選挙管理系員	課 長		性 社会教育・体育課	- 	山 公 士		
	選挙管理委員会			差 農業委員会事務局 一 監査委員事務局		村 俊 介 坂 千 敏		
	監査	委 員	柏 崎 堅 -	一 監査委員事務局	文	坂 千 敏		

本会議に職務のため出席し	事	務	扂	<u></u>	長	赤	坂	千	敏	事	務	局	次	長	高	橋	勝	江
た者の職氏名	事	務	局	主	幹	木	村	英	樹									
	1	報告第	育4号	放棄	した信	責権の	の報·	告に	つい	T								
	2	報告第	育5号	令和:	2年月	度おり	いら	せ町	健全個	'匕判)	折比率		で 資金	:不足	比率	につ	いて	
	3	報告第	育6号	令和:	2年月	度おり	いら	せ町	一般:	会計約	迷続書	貴精算	報告	につ	いて			
	4	報告第	第7号	令和 の事						市建	設事	業団	特定	事業	及び特	寺定事	事業り	以外
	5	議案第	第52 号	おい に関 ^っ	らせ	町の	議会	の譲	美員及		の選	挙に	おけ	る選	挙運動	動のと	公費组	負担
	6	議案第	育53号	おいじ	らせ	丁公:	契約	条例	の制造	定に~	ついて							
	7	議案第	育54号	おいじ	らせ	订財፤	攻運'	営に	関する	る条例	列の制	制定に	こつい	て				
	8	議案第	第55号	おい 定個 <i>。</i>														び特
	9	議案第	育56号	おいじ	らせ	订営付	住宅	管理	条例の	の一音	邪を改	女正す	⁻ る条	例に	つい	て		
	10	議案第	第57号	おいじ	らせ	丁土	地開	発公	社の角	解散し	こつレ	いて						
町長提出	11	議案第	育58号	令和:	3年月	度おり	いら	せ町	一般:	会計衤	甫正う	产算	(第4	号)	につ	いて		
議案の題目	12	議案第	育59 号	令和:	3年月	度おり	いら	せ町	国民的	建康伊	呆険物	特別会	計補	正予	·算()	第 1 ⁻	号)(こつ
	13	議案第	第60号	令和: につ!		度おり	いら	せ町	奨学	資金貨	資付事	事業特	別会	計補	正予;	算()	第 1 ·	号)
	14	議案第	育61号	令和: つい		度おり	いら	せ町	公共	下水江	直事第	美特 別]会計	·補正	予算	(第	1 号)	に
	15	議案第	育62 号	令和: につい		度おり	いら	せ町	農業组	集落技	非水事	事業特	別会	計補	正予:	算(2	第1	号)
	16	議案第	育63号	令和:	3年月	度おり	いら	せ町	介護	呆険物	寺別会	会計補	直子	グ 算(第1	号)(こつし	ハて
	17	議案第	第64 号	令和: つい		度おり	いら	せ町	後期	高齢	皆医療	寮特別	会計	·補正	予算	(第	1 号)	に
	18	議案第	第65号 	令和:	3年月	度おり	いら	せ町	病院	事業会	会計補	非正子	算(第2	号)	につ	いて	
	1	決算特	寺別委員	員会の副	副委員	員長(の選々	任に	つい	T								
議員提出																		
議案の題目																		
版本 ツ 歴 日																		
開議		午前 1	1 0 時 (ገ በ 🕁														
					由口1	コナヽ	/h ^	1, 2.	ν ±π.	4.1.7	·_ /		<u> </u>					
議事日程		議長に	よ、不は	∃の議員	事日本						こ。(別称	げり					

	議長は、会議録	
A =>/- A== FTT /-	9 7	番 沼 端 務 議員
会議録署名		
議員の指名	1 0 社	番 吉村 敏 文 議員
	議	案 の 経 過
日 程	発 言 者	発言者の要旨
	事務局長	おはようございます。
	(赤坂千敏君)	修礼を行いますので、ご起立願います。
		礼。ご着席ください。
会議成立	西舘議長	おはようございます。ただいまの出席議員数は16人です。定
開議宣告		足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
		(開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	西舘議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	西舘議長	日程第1、報告第4号、放棄した債権の報告についてを議題と
		いたします。
		当局の説明を求めます。
		税務課長。
当局の説明	税務課長	おはようございます。
	(久保田優治君)	それでは、報告第4号についてご説明申し上げます。
		議案書の1ページから2ページになります。
		本件は、おいらせ町債権管理条例第13条第1項の規定に基づ
		き債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するもので
		す。
		内容は、2ページをご覧ください。
		放棄した債権は全て学校給食費負担金で、債務者たる保護者6
		人分の計19件、総額47万5,045円です。
		以上で説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。

	-	
		この際、質疑を受けます。
		質疑ございませんか。
		2番、澤上 勝議員。
質疑	2番	おはようございます。2番。
	(澤上 勝君)	債権の放棄ということで、誠にいろいろな努力をしていると思
		いますけれども、その中でどうしても取れないと、そして期限が
		来るということの放棄だと解釈をするわけでありますけれども、
		この中で所在不明の方々、4名おります。これは今現在も所在が
		不明なのか、そして、それなりの財産はないのか、その辺の説明
		をお願いします。
	西舘議長	 学務課長。
		7 55610 43
答弁	学務課長	お答えいたします。
	(福田輝雄君)	この表の3番目から6番目の方々につきましては、所在不明と
		いうことで債権放棄の理由とさせていただいております。この
		方々につきましては、町外に転出した方で郵便物等を送付して収
		納対策等もしてきておりました。ただ、その際に返送されるとい
		うことがありまして、転出先に住民票等の照会も行っております。
		その照会を行った中で住所に送付した際に返送されてきて、これ
		以上追えないという形になった方々4名になっております。
		以上です。
		以上です。
		
	西舘議長	2番。
EE k7		7 1-11 TH (TT) . b. b-11 1-15 1
質疑	2番	それは理解しますけれども、資産的に資産はないという解釈に
	(澤上 勝君)	なるわけですか。一応、確認です。
		Water E
	西舘議長	学務課長。
ht. 6)\(\frac{1}{2}\)	
答弁	学務課長	そのとおり、ないということで確認をした上でのものになりま
	(福田輝雄君)	す。
		以上です。

	西舘議長	ほかに、ございませんか。3番、馬場正治議員。
質疑	3番	3番、馬場正治です。
	(馬場正治君)	もし可能であれば、その6人の方々、町内におられたときの居
		住地区など、どこの方々なのか参考までに教えてください。
	西舘議長	学務課長。
	四品联及	于伤床区。
答弁	学務課長	具体的にはお話はできませんが、百石地区4名、下田地区2名
	(福田輝雄君)	となっております。
		以上です。(「はい、分かりました」の声あり)
	西舘議長	12番、柏﨑利信議員。
質疑	10平	ちなみに、おいらせ町債権管理条例なるものを勉強不足でよく
貝無	12番	
	(柏﨑利信君)	分からないんですが、第13条第1項の規定によりとございます。 2ページに、適用事由でもって第13条第1項第6号と、それか
		2ペーシに、適用事用でもろく第13条第1項第0号と、それが 6第13条第1項第7号と2つございますけれども、この違いは
		ら第13年第1項第7号と2つこさいまりりれども、この違いは 何なのか。税金であれば、例えば不納欠損でもって落とすという
		「一つのか。 祝金 とめれば、例えば不耐久損 ともろ と格とり という ことですけれども、これは負担金なゆえに債権放棄という形なも
		こと (すりれた も、これは負担金なゆんに損権放果という形なも のなのか、それについての説明をお願いします。
		のなのか、それについ、Cの説明をお願いします。
	西舘議長	学務課長。
答弁	学務課長	お答えいたします。
	(福田輝雄君)	平成24年に町で債権管理条例を制定しております。今回、給
		食費につきましては私債権、要は税金等であれば公債権という形
		で、上位法で不納欠損とか時効の年数を定めていますけれども、
		私債権ということで民法が適用されるものになります。ですので、
		この管理条例の中で、条例で規定を定めて処理をする形を取って
		おります。
		あと、13条になります。13条につきましては、債権の放棄
		を定めたものになっております。一応、1項から7項ということ
		で、1項については時効が満了した、要は民法上の時効が満了し
		た時期で放棄をすることができる。 2号につきましては、債権者

である法人等があった場合には清算を、要は清算ですので、破産等の清算を終えたという部分を経て放棄ができる。第3号につきましては、債権者が死亡した場合の規定を定めております。4号につきましては、債権者が無資力、要は資産が何もなくてこれ以上返還ができないというものを定めております。5号もそれに準じた形の内容となっております。6号につきましては、生活困窮者、今回の部分の生活困窮者をうたっております。最後の7号になりますけれども、所在不明で債権放棄ができるという規定を定めておりまして、それに基づいて行ったものになります。

以上です。(「了解」の声あり)

西舘議長

(平野敏彦君)

ほかにございませんか。

8番、平野敏彦議員。

質疑

8番 8番で

8番です。おはようございます。

1点だけお聞きします。

給食費については、使用料、手数料のところで時効期間、たしか短いと思いますけれども、その中で給食の無料化をしているわけですけれども、その無料化の間に父兄負担というのはなかったわけですから、そういうのを照らし合わせてこういう額が出てくるというのは、原因はどこにあるんですかね。私よく、無料化にしたら少なくてもたまっているものとかそういうのは清算できるんじゃないかという思いがあったんですけれども、こういう形で債権を放棄しなければならないというのは生活困窮者、そういうのは例えば救いようがほかにもあったんじゃないか。昨日の私が質問したように、要保護とかああいう形で救済することによって生活困窮者の救済措置があるわけですから、その辺の対応もどうなっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

西舘議長

学務課長。

答弁

学務課長

(福田輝雄君)

今回の放棄したものにつきましては、表にあるように対象年度 ということで、古いものでは18年、19年、または大体26年 までの間の方々を対象と行ったものになっております。ですので、 給食費無料化云々という部分につきましては、現在は子供さんは もう既に成人していたりとか、もう小中学校を卒業して複数年たった形の方々になっておりますので、そういう今回の無償化期間中の云々という、または前年の、数年前という形ではなっていない方々になっていることをご承知お願いしたいと思います。

また、生活困窮につきましては、生活保護受給者という形で認識していただきたいなと思っていました。生活保護の受給年度もその学校にいた実態はどういう形になっていたかという部分まではちょっと把握しておりませんけれども、一応一人につきましては平成29年から、一人につきましては昨年度受給開始された方になっていますので、その当時はもしかすれば準要保護という形で2分の1の補助を受けていた方だったかもしれませんけれども、そこまでちょっと確認、今回、今手元には資料はありませんので、そういう形になっております。

あと、居所不明者につきましては、最終の送付期日は令和2年 12月、昨年の12月に再度行った上で郵便物が返ってきたとい うことで、その後所在をつかめていないと。大体3年から4年ぐ らいかけて所在を確認してお送りしたのにもかかわらず、ちょっ とそこのところに郵便物が届いてこなかったということで今回債 権放棄をしたものとなっております。

以上です。

西舘議長

ほかに質疑ありませんか。8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

確かに、この年度でいけば子供たちは卒業していると思いますよ。小学校であればまだ別にしても、中学校なんかになれば。ただ、この19年、20年、この部分については、それなりに対応可能だったんじゃないかなと私は思うんですよ。町長が言う全て子供のためにというのだったら、やっぱり子供のために親も義務も果たさなければ駄目だと思うんですよ、私は。無償化にしても、給食費は払わなくてもいいんだという感覚に陥っているのかなと思いもあるわけで、やっぱりこの辺というのは、やっぱり税金と違ってこれ多分2年でなかったですか。いろんな手続をしなければ時効が。3年だったかな。(不規則発言あり)いや、そこをちょっと教えてください。

	西舘議長	学務課長。
答弁	学務課長	お答えいたします。
	(福田輝雄君)	ちょっと制度が若干変わったところがあったので、私から説明
		させていただきたいと思います。
		平野議員ご指摘の時効期限につきましては、民法上で令和2年
		4月までは2年という形になっておりましたけれども、民法の改
		正等ありまして、令和2年4月1日からは全ての債権については
		支払期限等到来時期から権利を行使することができるものについ
		ては10年、またはその事実を知ったときから5年のいずれか早
		いほうの経過によって時効完了ということで改正されております
		ので、ほぼ5年という形で認識されても大丈夫かと思います。
	正处类目	リエよくリアを行むというよう
	西舘議長	ほかに質疑ありませんか。
		13番、西館芳信議員。
質疑	13番	13番、西館です。
	(西館芳信君)	説明する際に、この条例の13条にはっきりと町長が債権放棄
		する判断する基準というか条件が列挙されているわけですから
		ね。この6件に関して1件目はこれです、2件目はこれですとい
		う該当条項というか、その頭の部分を私は説明してしかるべきだ
		と思います。これ、まず1番から6番までそれに当てはめるとど
		ういうふうになりますか。そこをお聞きしたいです。
		これは、消滅時効が明らかにもう完遂している、それから強制
		執行してももう取りようがないんだとか、それから甚だしい生活
		困窮者なんだと、あるいはもう相続で限定承認ということで取り
		ようがないんだと、それがどれがどれだかということを、単に所
		在不明だとかなんとかと書いているけれども、その辺お願いしま
		す。
		^ ^ ^ ~ ~ □
	西舘議長	学務課長。
答弁	学務課長	すみません。お答えいたします。
	(福田輝雄君)	それでは1番目と2番目につきましては、生活保護受給者にな
		っております。先ほど言ったみたいに、1番目につきましては平

成29年に生活保護受給者となっております。2番目につきましても生活保護受給者で、受給開始年月は令和2年11月ということでなっております。

3, 4, 5, 6 の 4 名につきましても、大体最終の催告書の送付時期は令和 2 年 1 2 月でお送りしたところ 4 名とも所在不明という形で、郵便物で返ってきております。

なお、この方々につきましては、3年から4年、住民票等の照 会を行いながら住所照会をしてきた上でも郵便物が届かないとい う形になったものとなっております。

以上です。

西舘議長

13番。

質疑

13番

(西館芳信君)

特別難しいことではなくて、生活困窮と所在不明者、所在がは っきりしていないということではっきり分かりました。

次に、負担金の性格というのを考えてみたいんだけれども、当然受益者という観点から離れなければならないということだろうと思うんだけれども、これ今民法上の私債権として短期消滅時効もなくなってしまって5年になったよということは分かるんだけれども、これ全部見ますと平成18年、そして平成24年という一番新しい年度でもう5年は既に経過していると。そうすると、消滅時効を完成してしまって、普通は、私どもは請求権も消滅したと考えるんだけれども。一般に、ところが実務は、時効を裁判の場で引用しない限り取立てしてもいいわけだけれども、請求権はあると町では考えているわけですか。いや、請求権があって、時効を引用しなければ取り立てて何ら不都合はないという考え方でいいですか。そこをちょこっと確認したいです。

西舘議長

学務課長。

答弁

学務課長

(福田輝雄君)

お答えいたします。

西館議員おっしゃるとおり、ちょっと厳しいものとなります。 時効のことを考えた場合に、じゃあ果たして年数を見たときに時 効が完了しているんでないかというものもあるかと思います。時 効につきましては、時効中断とか時効停止とか、よく言われる本

人が払う意思が確認できればそこからまた時効が発生するという ものもあります。議員の皆さんもご承知のとおり、債権なので回 収するのが大前提となっております。数年たって交渉ができなか ったからということでお話をして、時効が満了したので債権放棄 をしていくというものにつきましては、やはりなかなか理解が得 られないものと考えております。そこの部分もあって、できるだ け交渉をした上で回収ができるものには頑張っていきたいという 思いの中での債権放棄をこういう年数がたったものについても残 しながら交渉をできる部分を何とか解決していこうという形でや っていることだということで、ご理解いただければなと思います。 西舘議長 13番。 質疑 13番 町の苦しい立場というか考え方、一貫しなければならないとい (西館芳信君) うことで聞かせているところ、大いに分かります。これ、言葉で すけれども、ここでは放棄ということで、これが会計処理上にな れば不納欠損という言葉になっていくんだなということで考え方 いいか、それ一つ教えてください。 それから、この所在不明は別として生活困窮者がこの債務から 解放された、払わなくともいいんだということはこちらで通知す るものですか、どうですか。相手方は、これから分かるものです か。そこを2点、お願いします。 西舘議長 学務課長。 答弁 学務課長 まず1つ目につきましては、決算書におきましては不納欠損と (福田輝雄君) いう形での処理になります。 2つ目につきまして、すみません。ちょっとそこのところは確 認しておりませんでしたので、後刻報告させていただきたいと思 います。 西舘議長 ほかに質疑ございませんか。 **なしの声** (議員席) 西舘議長 なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 以上で報告第4号を終わります。

西舘議長

日程第2、報告第5号、令和2年度おいらせ町健全化判断比率 及び資金不足比率についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

財政管財課長。

当局の説明

財政管財課長 (岡本啓一君)

おはようございます。

それでは、報告第5号についてご説明いたします。

議案書は3ページ、4ページ。それから、資料は別冊の決算報告書・主要施策の成果の161ページから165ページに掲載をしております。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度の決算に基づき、 健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付し、報告するものです。

結果からご説明いたしますと、議案書の4ページに記載してありますように、1、健全化判断比率の4指標につきましては、いずれも括弧で示してあります早期健全化基準には該当しませんでした。

次に、2、資金不足比率につきましては、3会計、いずれも括 弧で示しております経営健全化基準に該当しませんでした。

それでは、各指標についてご説明したいと思います。

別冊の決算報告書・主要施策の成果をご用意いただきたいと思います。ページは、162ページからになります。

こちらの3番健全化判断比率算定の説明を行います。

初めに、(1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率についてです。 まず、実質赤字比率ですが、表中(A) 一般会計等・実質収支額 の令和2年度が2億8,779万3,000円であり黒字決算と なりましたので、2重線の枠で囲みました令和2年度の実質赤字 比率としては、数値なしとなりました。

また、連結実質赤字比率ですが、表中(D)連結実質収支額の令和2年度が12億7,856万4,000円であり、黒字決算となりましたので、二重線の枠で囲みました令和2年度の連結実質赤字比率としては、数値なしとなりました。

次に、同じページの(2)実質公債費比率です。

実質公債費比率は、町が借入した資金の返済につきまして、町の一般会計等が負担している大きさを示す指標です。この数値は、過去3か年平均で算定するもので、今回ご報告する数値は、表の二重線の枠で囲みました令和2年度の11.1%となります。前年度と比較しまして、0.1ポイントの増となっております。

ただし、令和2年度のみの実質公債費比率につきましては、1 1.07099%と、前年度と比較しまして、およそ0.4ポイントの減となっております。数値が下降した主な要因は、表の右側、増減の欄を参照しますと、一番大きいのが計算の分母となる(G)標準財政規模が2億2,413万4,000円増加した結果、比率が減少したものです。

次の163ページをご覧ください。

- (3) 将来負担比率についてです。将来負担比率は、町の一般会計等が将来負担する負債の大きさを示す指標で、今回ご報告する数値は、表の二重線で囲みました令和2年度の4.0%となります。前年度と比較しまして、3.2ポイントの減となっております。数値が下降しました主な要因は、表の右側、増減の欄を参照しますと、①地方債残高が5億3,352万7,000円減少したことが寄与しまして、(A) 将来負担額が6億6,436万3,000円減少したためで、さらに、比率の分母に関係する表の下から2番目の欄、(C) 標準財政規模も2億2,413万4,000円増加したことも要因となります。
 - 164ページをご覧ください。
 - 4、資金不足比率算定の説明になります。
- (1)病院事業会計は、表の令和2年度中、流動資産額から流動負債額を差し引いた(A)資金剰余額が8億4,110万8,00円となり、資金不足がないため資金不足比率としての数値はありません。
- 次に、(2)公共下水道事業特別会計は、表の令和2年度中、 歳入総額から歳出総額を差し引いた(A)資金剰余額が1,279 万3,000円であり、資金不足がないため資金不足比率として の数値はありません。
- 次に、(3)農業集落排水事業特別会計は、表の令和2年度中、 歳入総額から歳出総額を差し引いた(A)資金剰余額が333万5, 000円であり、資金不足がないため資金不足比率としての数値

はありません。

今ご説明した健全化判断比率及び資金不足比率に限っては、各 指標とも良好に推移しておりますが、様々な財政情報のごく一面 に過ぎないことに留意する必要があります。

例えば、実質赤字比率、連結実質赤字比率に数値が計上される という段階は、財政調整基金が既に底をつき、財政破綻の一歩手 前の状態でありますし、実質公債費比率や将来負担比率につきま しては、負債に特化した指標であります。

また、資金不足比率のうち、公共下水道事業、それから農業集落排水事業につきましては、収入不足を補塡するための一般会計繰出金も資金として計算する仕組みであるため、ここに数字が計上されるということはやはり財政破綻の一歩手前の状態であることに留意する必要があるかと思います。

したがって、健全化判断比率が良好であることのみをもって、 必ずしも財政運営が良好、安泰であるとはなりません。

165ページをご覧ください。

現在の財政運営の課題は、かつてのように負債ではなく、全国的に経常経費の増加による財政硬直化に変化しています。財政硬直化を示す指標は、表の③経常収支比率になります。令和2年度決算では、95.3%と、過去最高値となり、やりくりの厳しさがさらに厳しさを増しております。

また、①の実質単年度収支は、令和2年度は3,088万円の 赤字となり5年連続の赤字となりましたが、赤字額自体は減少し ております。ただし、新型コロナ感染拡大防止のため、各種イベ ントが実施できなかったという特殊事情があることに留意する必 要があります。

なお、予算編成にあたり不可欠な②財政調整基金残高は令和2 年度末で14.1億円となり、3年ぶりに減少に歯止めがかかっております。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

2番、澤上 勝議員。

質疑	2番	2番、澤上です。
	(澤上 勝君)	今課長さんの説明の中で、部分的に破綻、破綻というあまり耳
		に障りになる言葉が聞こえたわけでありますけれども、例えば下
		水道のことも今ありましたけれども、それについて監査委員から
		値上げをしたらという、そういうご意見等はなかったということ
		になるのか、あったということになるのか。その辺もし具体的な
		指摘があれば教えていただければと思います。
	西舘議長	財政管財課長。
答弁	財政管財課長	お答えします。
	(岡本啓一君)	下水道事業の使用料につきまして、監査委員からご助言があっ
		たかどうかということについてですが、申し訳ございません。そ
		の指摘があったかどうかということについては、すみません。ち
		よっと記憶にございません。
		しかし、かつて議員の皆さんにご説明したように、検討してい
		ることについては事実であると思います。
		以上です。
	西舘議長	ほかにございませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	なしと認め、本案に対する質疑を終わります。
		以上で報告第5号を終わります。
	西舘議長	日程第3、報告第6号、令和2年度おいらせ町一般会計継続費
		精算報告についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		財政管財課長。
当局の説明	財政管財課長	それでは、報告第6号についてご説明いたします。
	(岡本啓一君)	議案書は、5ページ、それから6ページになります。
		本件は、令和元年度から令和2年度までの継続費を設定してお
		りました学校施設等長寿命化計画策定事業につきまして、継続年

度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定に より、継続費の精算の報告をするものです。

継続費の内容につきましては、学校施設等長寿命化計画の策定に係る業務委託料で、2か年分の計画額2,035万円に対し、支出実績も同額の2,035万円となり、その結果、不用額なしとなったものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、本案に対する質疑を終わります。

以上で報告第6号を終わります。

西舘議長

日程第4、報告第7号、令和2年度青森県新産業都市建設事業 団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題と いたします。

当局の説明を求めます。

政策推進課長。

当局の説明

政策推進課長 (柏崎勝徳君)

それでは、報告第7号についてご説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。また、併せて、別冊にてお配りしております青森県新産業都市建設事業団の令和2年度決算に係る資料もご用意ください。

本件は、当該事業団から令和2年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律附則第3条による改正前の地方自治法第312条第3項の規定により報告するものであります。

当事業団は、青森県及び県南8市町で構成されており、これまで当町の百石工業用地造成事業や百石住宅用地造成事業をはじめとする13の事業を実施してまいりました。

最近では、令和元年度末に百石住宅用地造成事業が終了し、令和2年度末にも、桔梗野工業用地造成事業と八戸北インター工業

用地造成事業が終了し、令和3年度現在では金矢工業用地造成事業が残るのみとなっていることから、令和4年3月31日までに事業団を解散する方向で手続が進められております。

それでは、決算の概要についてご説明いたしますが、昨年度までは百石住宅用地造成事業の決算を報告しておりましたが、事業が終了したため、今年度は、事業団運営のための会計である一般管理会計の決算の概要についてご説明いたします。

資料4、特定事業以外の事業の決算と書かれた資料の1ページ をご覧いただきたいと思います。

令和2年度一般管理会計歳入歳出決算書でありますが、歳入決算額は、1款分担金及び負担金が576万円で、そのうち当町は14万1,000円を負担いたしました。2款繰越金が2,721万8,717円、3款諸収入が306円で、合計3,297万9,023円となりました。

一方、歳出決算額は、1款事業団費が527万9,291円であり、歳入歳出差引残額は2,769万9,732円となりましたので、全額翌年度へ繰り越ししたものであります。

なお、一般管理会計以外につきましては、資料参照とさせてい ただきますことをご了承ください。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ありませんか。2番、澤上 勝議員。

質疑

2番

1点のみ確認をします。

(澤上 勝君)

今、来年ですか、解散をするということでありますけれども、 その中で当町に返還になる金額等はあるものか、ないものか、そ の辺もし分かりましたらご説明をお願いします。

西舘議長

政策推進課長。

答弁

政策推進課長

お答えをいたします。

(柏崎勝徳君)

先ほど決算のご説明をいたしましたが、一般管理会計の中で、 今年度末解散時点で残額が出る見込みとなっておりまして、その 見込額は1, 763万3, 000円と見込みが示されております。 そのうちの5. 3%、構成団体で按分することになりますが、おいらせ町については5. 3%ということで93万4, 549円が返還といいますか、配分になる見込みとなっております。

以上です。

西舘議長

ほかに質疑ございませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、本案に対する質疑を終わります。 以上で報告第7号を終わります。

西舘議長

日程第5、議案第52号、おいらせ町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

当局の説明

総務課長

(西舘道幸君)

それでは、議案第52号についてご説明申し上げます。

議案書の8ページから13ページをご覧ください。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、町村議会議員選挙における供託金が導入されるとともに、各町村において条例を定めることによって、議会議員及び長の選挙運動を公費で実施できる選挙公営が拡大となったことから、選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターを対象として、公費負担に関する条例を制定するものであります。

その主な内容についてご説明いたします。

議案書の9ページをご覧ください。

第1条では条例の趣旨を、第2条から11ページ第5条までは、 自動車使用の公費負担上限額、契約締結、公費支払い等を、第6 条から12ページ第8条まではビラの作成について、第9条から 第11条まではポスターの作成について、それぞれ規定しており ます。第12条では、この条例の施行に当たり、必要な事項は選 挙管理委員会に委任することを定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。 以上で説明を終わります。

西舘議長 説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 西舘議長 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第52号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 西舘議長 日程第6、議案第53号、おいらせ町公契約条例の制定につい てを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。 当局の説明 財政管財課長 それでは、議案第53号についてご説明いたします。 (岡本啓一君) 議案書は、14ページから19ページになります。 本案は、当町の公契約に係る基本的事項を定めることにより、 公契約に従事する労働者の適正な労働環境等の確保を図り、公共 サービスの品質の確保及び地域経済の健全な発展に寄与すること を目的に条例の制定を提案するものです。 本条例案は、14条の条文で構成しております。 第1条では、条例の目的を明らかにし、第3条では、公契約に 係る基本方針として、第1号に契約の公正性と透明性の確保を、 第2号に契約内容の適正な履行と品質確保を、第3号に労働者の

資することを、以上の4つを規定します。

適正な労働環境等の確保を、第4号に町内事業者の育成と活用に

第4条では、町の責務として、第3条の基本方針にのっとった

施策を推進する旨と、第2項では町の留意事項として、第1号に 公正な競争の確保と適正な入札と契約の方法の選択を、第2号に 適切な積算に基づいた適正な予定価格の設定と適切な履行期間の 設定を、第3号にやむを得ない場合における変更契約の締結を、 第4号に町内事業者の受注機会の確保に努めることを、以上の4 つを規定します。

第5条では、受注者等の責務としまして、関係法令を遵守し、 労働環境の確保に努める旨と、第2項に受注者等の留意事項とし て、第1号に適正な価格による契約締結を、第2号に下請契約等 の締結にあたり、相手方と対等な立場で合意に基づいた公正な契 約締結を、第3号に下請契約等の履行にあたり、町内事業者の積 極的な活用を、以上の3つを規定します。

第6条から第14条までは、報告や是正措置をはじめとしました本条例の目的を達成するため必要な事項について、それぞれ規定しています。

なお、本条例の施行日は、令和4年4月1日とするものです。 以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ございませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第53号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

西舘議長 日程第7、議案第54号、おいらせ町財政運営に関する条例の 制定についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 財政管財課長。 当局の説明 財政管財課長 それでは、議案第54号についてご説明いたします。 (岡本啓一君) 議案書は、20ページから24ページになります。 本案は、持続可能なまちづくりに向け、財政運営の指針及び基 本的原則を定めることにより、将来にわたる財政基盤の強化と、 健全な財政運営を図ることを目的に条例の制定を提案するもので す。 本条例案は、4つの章、15条の条文で構成しております。 第1章の総則は、第1条から第3条の3箇条で構成します。 第1条では、条例の目的、第2条では、条例の基本姿勢を規定 します。その第1項に、財政は、町民の信託と負担により町政が 行われているとの認識に立って運営することを、第2項に、財政 は、持続可能な財政構造の確立に向けて計画的に運営することを、 第3項に、財政は、負債が将来の町民の負担であることを踏まえ 計画的に運営すること、以上の3つを規定します。

第3条では、町長の責務として、この基本姿勢に基づいた健全 な財政運営を行う責務を規定しています。

第2章の財政運営の基本原則は、第4条から第11条の8箇条で構成し、基本姿勢にのっとった行政の取組を規定します。

第4条では、分かりやすい財政情報の公表を規定します。

第5条では、財務諸表の作成と公表を規定します。

第6条では、資産の活用と負債の抑制を規定します。

第7条では、基金の積立を規定します。

第8条では、地方債を発行する際の検討事項を規定します。

第9条では、町税等をはじめとした歳入の確保と、事務事業の 見直し等による歳出の見直しを規定します。

第10条では、使用料等の見直しについて規定します。

第11条では、補助金の見直しについて規定します。

第3章の計画的な財政運営の推進は、第12条から第14条の 3箇条で構成します。

第12条では、実施計画と財政運営の関係について規定します。

第13条では、予算を伴う計画の財政計画への反映について規 定します。

第14条では、財政計画の策定と議会への報告、公表について 規定します。

第4章の雑則第15条では、条例施行に関し必要な事項を町長が別に定めることを規定します。

なお、本条例の施行日は、条例公布の日とするものです。 以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ございませんか。8番、平野敏彦議員。

質疑

8番

8番、平野です。

(平野敏彦君)

私は賛成なんですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいのは、21ページの第3条町長の責務のところに、町民のニーズを考慮した予算の編成及び適正な執行をするように町長の責務がありますけれども、町民のニーズも大事ですけれども、町民の代表の議会のニーズはどういうふうな形で捉えていくのか。今まで議会でいろんな提案をしてきておりますけれども、その議会に対する、どういうふうな理解を、位置づけをしていくのか。これを1点お伺いしたいと思います。

それから、23ページですけれども、使用料等の見直しをできるようになる、今でもできるわけですけれども、受益及び負担の適正化を図るということでうたってあるわけですけれども、そして見直しをするんだということからいけば、この財政健全化の基本となる経常収支比率が非常に高い中で、本当にこういうことが守られていくのかなという不安もあるわけで。特に受益者負担をあるべきものを取らないということも、これからの財政運営上大きな課題になってくるんじゃないか。この2点をお伺いします。

西舘議長

町長。

答弁

町長

(成田 隆君)

議員の皆様には、本当に日頃から町政の運営にご協力いただき ましてありがとうございます。 まずもって議会の意見ということで、議会の重要な役割である 町政に対する牽制と監視ですね。そういう部分で、議会がいるから我々は勝手なことができない、あるいは議会の同意を得なけれ ばならないという思いで行政運営をしております。また、そうい う部分で厳しく監視されているなと思っております。また、牽制 という部分でいきまして、やはりいろんな部分で議員の方々のご 意見も聞きながら、そしてまた我々の思いも伝えながらバランス よく議会で承認あるいは賛同を得られる事業あるいは条例等の改 正等もそうですけれども、議員の皆様に反対があったとしても議 会は議決してくださられる部分で提案しているということであります。議会の意見を本当に我々以上に重いものだとも感じております。 ますので、そういう部分を含め、できれば議員の方々の意見は重 いんですから、我々も逆にその意見を尊重しながら、何とか難しい部分は賛同を得るように努力しながらお願いしながら提案していきたいものだと思っております。

先般の学校給食費の平野議員の大変きつい、そしてまた温かい 提案も承っておりますので、それはそれとしてまたニーズあるい はそういう部分で賛成される方もいるというご意見もあるという ことも認識しながら進めているという現状であります。そういう ことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

西舘議長

財政管財課長。

答弁

財政管財課長 (岡本啓一君)

使用料について言及がございましたので、私から答弁したいと 思います。

使用料等につきましては、使用料様々、一口にいっても種類が ございまして、先ほど議論に上がりました学校給食費の負担金の ほか、公共施設の使用料、それから下水道や町営住宅の使用料等、 多岐にわたります。これらについて、定期的に、もしくは必要に 応じてということですから、今までずっと見直してこなかったと ころもあるんですけれども、やはり受益者以外の方にとっては使 わないのに税負担しているという部分も十分に踏まえながら、今 後は定期的にということですので、タイミングを見ながら何か年 かに1回という感じで見直しを進めていきたいという趣旨のもの でございましたので、ご理解いただきたいと思います。以上です。

西舘議長

ほかにございませんか。 3番、馬場正治議員。

質疑

3番

(馬場正治君)

3番、馬場正治です。

先ほどの平野議員の質問で、町民ニーズを考慮ということの意味を私考えたんですけれども、狭い意味では一般町民からの要望と考えられますけれども、広い意味では議員16人は町民を代表して議会に出ているわけですから、この町民ニーズを考慮という意味は議会の意見も考慮するということに私は解釈できるのではないかなと考えました。いろんな考え方があろうと思いますけれども、したがってこの3条の町民ニーズを考慮した予算の編成及び適正な執行という意味は一般町民並びに議会の意見を考慮すると解釈すべきだろうと私は解釈いたします。

それともう一つなんですけれども、ほかのところで質問できるところがないので、この適正な予算の編成と執行、それから町民ニーズに関してなんですけれども、先日下田公園テニス場を見てまいりました。テニスコートですね。使用不能という看板が立てられておりましたけれども、多分ウオーキングの町民の方々の車だろうと思いますが、あの狭い駐車場に五、六台止まっておりました。テニスコートとして整備をする予定がないのであれば、町の土地の有効活用としてテニスコートをやめて駐車場を拡幅したらどうかと。というのは、下田公園の中央の陸上競技場のところの駐車場は比較的狭いんですよ。先日、日曜日ももう満杯でした。イベント広場は町民プールと共用することになっておりますので、下田公園北駐車場としてテニスコートを有効活用すべきじゃないかなと私は考えましたので、意見を申し上げておきます。

西舘議長

町長。

以上です。

答弁

町長

(成田 隆君)

馬場議員、本当にありがたい温かいご提案いただきまして、ありがとうございます。

ただ、何ていうかほったらかしにしてアスファルトあるいは路盤が痛むよりもそういう新しい発想の下に考えていかなければならないなと思っております。そういうことで、大変ありがたい提案だと思っております。

これから担当課が多分見て回って、あるいは対応を考えると思いますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

西舘議長

3番。

質疑

3番

(馬場正治君)

ありがとうございます。

前向きに検討いただけるということですが、皆さんもご存じのように昨年からのこのコロナ禍によって、いわゆるステイホーム、国の考え方、いわゆる必要のない外出は控えるようにということで家に閉じこもる毎日が続いているわけですけれども、下田公園及びいちょう公園は、そういう方々がコロナ感染の心配のない、比較的心配のない公園に子供を連れて多数行っております。広いところで羽を伸ばして子供を遊ばせています。駐車場も満杯でした。非常に下田公園は人気があるなと、キャンプ場もありますしウオーキングをしている人もたくさんいます。そういう意味で、あそこの公園、それからいちょう公園も同じですけれども、やっぱり町民及び町外から来ている方もいますけれども、楽しめる場所として力を入れていってほしいというのが私の希望です。

以上です。

西舘議長

ほかに質疑ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

13番、西館芳信議員。

13番

賛成ですけれども、いいですか。

(西館芳信君)

西舘議長

賛成討論ですか。どうぞ。

13番

(西館芳信君)

本案に私流の若干の苦言を呈しながら、賛成の立場で討論させていただきます。

上部法というか、これの上に財政健全化法だとかあるかと思う んですが、それに網羅されたことがここにずうっと書かれてある ということで、特に第12条ですね。町は、基本構想に基づく基 本計画及び自主計画については、あらかじめ財政運営に与える影 響を勘案した上で必要な施策を財源の根拠をもって策定しなけれ ばならないということをうたっておりますけれども、財政担当あ るいは町の職員として一つの施策を掲げるときに、あるいは私企 業でもそうですけれども、これを頭に置かないでやる職員がどこ にいますか。甚だ自分たちでかみしもを着るというか、しゃちほ こばって、全協のときも8番議員、ちょっと自分たち、財政、こ ういうことを決めていれば弾力的にやれないんじゃないかなとい う話を聞いて、私はもっともだと思ったんです。ですから、この 12番のくだりなんかは、財政の発動は弾力的、柔軟的かつ即応 的であることを心がけるとか、そういうふうな文言が入れば、あ、 いいなと思うんだけれども、自分たち、何でがんじがらめにする のを決めてしまってどうかなと私は思います。

しかしながら、これを担当した職員の皆さん、本当に優秀で何というか真摯でやる気があるということを踏まえれば、あながちまた反対するものでもないということで賛成という立場から討論させていただきました。

以上です。

西舘議長

ほかに討論ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第54号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。11時15分まで休憩いたしま

す。

	T	
		(休憩 午前10時59分)
	西舘議長	休憩前に引き続き、会議を開きます。
		(再開 午前11時15分)
	西舘議長	日程第8、議案第55号、おいらせ町個人情報保護条例及びお
		いらせ町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
		一部を改正する条例についてを議題といたします。
		当局の説明を求めます。
		総務課長。
当局の説明	総務課長	それでは、議案第55号についてご説明申し上げます。
	(西舘道幸君)	議案書の25ページから26ページ、新旧対照表は68ページ
		をご覧ください。
		本案は、デジタル庁設置法附則第41条の規定により、行政手
		続における特定の個人を識別するための法律(以下、番号法と呼
		びます)が改正されたことに伴い、町関係条例の一部を改正する
		ため提案するものであります。
		68ページ新旧対照表をご覧ください。
		番号法第2条第14項に規定する情報ネットワークシステムの
		設置・管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に変更されたこと
		と、番号法第19条の改正により、引用している町関係条例の規
		定を1号ずつ繰り下げる改正を行うものであります。
		なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。
		以上で、説明を終わります。
	西舘議長	説明が終わりました。
		この際、質疑を受けます。
		質疑ございませんか。
		8番、平野敏彦議員。
質疑	8番	8番です。1点だけ教えていただきたいと思います。
	(平野敏彦君)	提案理由の中にある特定の個人を識別するための番号とありま
		すけれども、この特定の個人というのはどういうものを指すのか、
		お知らせいただきたい。
	西舘議長	総務課長。

答弁	総務課長 (西舘道幸君)	特定の個人情報ということで、マイナンバーのことになります。 以上です。(「個人というのは」の声あり)(不規則発言あり)
	西舘議長	総務課長。
答弁	総務課長 (西舘道幸君)	特定の個人の情報になりますので、マイナンバーに登録される 個人に関する情報ということになります。 (「分かりました」の 声あり)
	西舘議長	ほかにございませんか。 15番、楢山 忠議員。
質疑	15番 (楢山 忠君)	楢山です。今、町で個人番号を取得している取得率というんですか、何ですか。あと、どれぐらいの人が取得していますか。100%ということはあり得ないと思いますけれども、どれぐらいになっているか分かりますか。
	西舘議長	町民課長。
答弁	町民課長(澤頭則光君)	ただいまの質問にお答えいたします。 マイナンバーカードの取得率ということになるかと思いますが、令和3年8月末現在で8,290枚、人口比率でいきますと約33%となっております。CM等でご存じの方もいるかと思いますが、3人に1人、全国でも3人に1人ぐらいの割合で今取得しているということです。なので、ちょうどおいらせ町についても大体全国の平均と同じぐらいという形で取得が進んでいる状況です。 以上になります。
	西舘議長	15番。
質疑	15番 (楢山 忠君)	これ大体、最後は全員が取ればいいんでしょうけれども、何% ぐらいを目標に考えていますか。

西舘議長 町民課長。 答弁 町民課長 当課というか政府では全員に持たせたいという考え方が一つあ (澤頭則光君) るようです。ただ、やはり現場で話を聞く感触ということになる んですけれども、やはりマイナンバーに対する不信感というのも 僅かに残っている方はいるようです。 というのは、カードをやはり持つことによって個人情報が漏れ るんじゃないかと不安を抱く方というのは、窓口に来てちょっと そういうことを漏らす方はいて取得に至っていないという方は、 年間一、二件程度はいる状況です。そのことからすれば、頑張っ ても90%台とかそのくらいが目安の一つになるのかなと思って おります。 ただ、まず33%ですので、まず1年間に、実は令和2年度の 交付状況を見ますと、令和2年度だけで2,893枚、これまで 年間大体300から400枚ぐらいしか交付がないのに、令和2 年度についてはその10倍の方が交付申請に来ている状況です。 今現在その流れ、3年度に入っても1,200枚交付が続いてい まして、2年度から交付枚数が激増しております。この流れに乗 って、なるべく交付枚数を上げたいと今考えている状況です。 以上になります。 ほかにございませんか。 西舘議長 2番、澤上 勝議員。 2番 澤上です。 (澤上 勝君) 今、マイナンバーカードについて、ちょっと余談ですけれども、 5,000円のプレミアムがまた延長になっていますよね、12 月まで。やはりその辺をもっと広報等にもPRして、多分失礼な がら先輩方はそういう部分が疎い部分がありますので、すると5, 000円もらってマエダさんでもユニバースさんでも多分全部 5,000円ぐらい買い物できるというのがつきますから、その 辺をもっとPRしたほうがいいのかなと。政府でも、テレビには 出していますけれども具体的にやっぱり町村でも動いたほうがい いのではないかと思って、要望しておきます。

ほかにございませんか。 西舘議長 8番、平野敏彦議員。 8番 マイナンバーカードについては、今国の新しい制度がスタート したわけですけれども…… (「議長、意見は、2回質問はいいの」 (平野敏彦君) 「まずい」の声あり) 西舘議長 ほかにございませんか。 10番、吉村敏文議員。 質疑 10番 10番です。 (吉村敏文君) 様子をちょっと聞きたいんですが、今マイナンバーカードを今 普及にいろいろコマーシャルとかテレビなんかでもやっているわ けなんですが、これが将来的に免許証とあと保険証と連動する、 一応テレビなんかでコマーシャル流れているわけなんですが、今 の現状でこれを今公的なテレビなんかでもコマーシャル流してい

西舘議長 町民課長。

(澤頭則光君)

答弁

町民課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

実は、率直に言いますと、分からないというのがお答えになります。私のところに、内閣府の出している利活用の促進等のスケジュールみたいなのが今手元に実はございます。この中でも、例えばマイナンバーカードと在留資格カード、外国人の方の検討を21年度中にするとか、その免許証についても外国の状況を踏まえつつ在り方を検討していく、これが2025年度までとなっていますので。ただそう言いながらもマイナンバーカードはあらゆる場面で使えるようにしたいということはちょっと政府で言っているのは事実でございますので、例えばですけれども、行政のいろいろなこと、手続に関してもオンライン化というのを今後進むことと思いますが、ただその時期というのが明確ではないということだけ、ちょっと申し訳ありませんがはっきりしていましたのでご了解願いたいと思います。

るわけなんですが、どういうふうなスピードでどのぐらいの普及 でいくのかな、どういうふうな形になっていくのかなという見通

しがもし分かれば教えていただきたいと思います。

西舘議長 10番。 質疑 10番 分かりました。 (吉村敏文君) 一応、こういうふうな形でコマーシャルなんかをテレビなんか を流れているわけなんですが、一応今こういうふうに爆発的に普 及したというのは5,000ポイントのポイントを付与するとい うことがあって、俗にいう餌をまいたから食いついている状態だ と思うんです。今、そういう形になってきますよということにな るんだけれども、やはり公的な電波なんかで流しちゃうと、では いつになるのかなとかこれどうなっていくのかなとやっぱり不安 になるんですよね。だから、5,000ポイントだけつけても結 果的には不安感というのはやっぱり拭えないと思いますよ、これ 個人情報のことなので。やはり、それが順調に進んでいけるとい うことは、そういうのを見極めればもっともっと普及するのかな と思うんですけれども、片方ではそうなりますよと、今聞いてみ ると全然進んでいないと。今普及したのは、多分5,000ポイ ントを付与するということで今増えていると思うんですが、これ も期限今延長になっていますけれども、期限が来ればストップに なるわけですよね。そしたらまた、これマイナンバーカードの普 及が、スピードが落ちるんじゃないかなと思いますので、その辺 のところ情報が分かりましたらできるだけ早く町民の方にも知ら せてもらえればなと思っておりますので、よろしくお願いいたし ます。その辺のところの考え方どうでしょうか。 西舘議長 町民課長。 答弁 町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。 吉村議員おっしゃるとおりで、今2年度、3年度とマイナンバ (澤頭則光君) ーカードが伸びている理由の大きな一因はマイナポイントという 5,000円のポイントのせいだと私も思っております。 あとやはり、前回平野議員からもちょっとやはりいろんなこと を使えるようにならないと、マイナンバーカード進まないよとい うことはありました。なので、今後もやはり状況が分かり次第広

報等でお示しして皆様に活用される仕組みであるよということを

お伝えしながら交付を伸ばしていきたいと思っていますので、よ ろしくお願いします。 西舘議長 ほかにございませんか。 (議員席) **なしの声** なしと認め、本案についての質疑を終わります。 西舘議長 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第55号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 西舘議長 日程第9、議案第56号おいらせ町営住宅管理条例の一部を改 正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。 当局の説明 地域整備課長 それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。 議案書は27ページ、28ページ、新旧対照表は69ページか (桒嶋泰幸君) ら71ページになります。 本案は、東日本大震災復興特別区域法及び所得税法の一部を改 正する法律が公布されたことに伴い、条例第5条入居者資格及び 条例第8条入居者の選考に係る引用条項等について、所要の改正 を行うものであります。 主な改正内容を説明しますので、69ページの新旧対照表をご 覧ください。 条例第5条入居者資格第1項では、公営住宅法第23条第1項 第2号の現に住宅に困窮していることが明らかな者であることを 具備する者として、東日本大震災復興特別区域法第19条に規定

する被災者等と規定されておりますが、復興計画期間の満了に伴

い、同規定を削除するものであります。

次に、70ページをご覧ください。

条例第8条入居者の選考第4項では、町営住宅に優先的に選考して入居させることができる者として寡婦が規定されておりますが、所得税法の一部改正により、これまでの寡婦とは別に、婚姻歴の有無や性別に関わらず生計を一つにする子を有する単身者、いわゆるひとり親の規定が追加されたため、同規定を改めるものであります。

69ページ、第5条第5項第1号アの(ウ)、及び71ページ、 第42条第1項は、条文の整備により改正するものであります。 以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

この際、質疑を受けます。

質疑ございませんか。

2番、澤上 勝議員。

質疑

2番

2番、澤上です。

(澤上 勝君)

これに関連してちょっと質問したいんですけれども、町営住宅が木ノ下中学校地区にありますけれども、ほとんど空室になっていると思うし、多分貸出しもしていないと思うんですけれども、1軒だけ多分借りている方があると私は見ておりますけれども、今後の考え方等がもしあればその辺のこれからの先々で、あまり環境がよい環境にない気がするし、管理体制もその辺の考え方がありましたら教えていただければと思います。

西舘議長

学務課長。

答弁

学務課長

お答えいたします。

(福田輝雄君)

澤上議員おっしゃるとおり、今1戸だけ教職員の方に貸しております。残りの棟、5棟だったかなと思いますけれども、もう数年入居者がない状況になっているところになっていました。今後の取扱いになりますけれども、今入居されている方が退去した場合を見計らって、今後どうするかという形での検討をしていく形にはなるかとは思います。

実は、今回の報告第6号のところの一般会計の継続費の精算報告の中でありました学校施設等長寿命化計画策定事業という形で、今回計画を策定したものが長寿命化の策定をしたものがありまして、その報告書の中の一番最後に5か年の学校教育施設の整備計画というものを立てておりまして、実施計画上になりますけれども、今後解体を含めた形での検討をすることとしておりますので申し添えます。

以上です。

西舘議長

2番。

質疑 2番

(澤上 勝君)

大変聞いていいのか分かりませんけれども、多分今いる方が町 内の学校に勤務しているという理解でよろしいでしょうか。条件 の中にどういうのがあるのか分からないけれども。

西舘議長

学務課長。

答弁

学務課長

お答えします。

(福田輝雄君)

ちょっと私も把握しきれていないんですけれども、大体町内の 学校に来られた方に対して対応しておりますので、その方も町内 に勤務していたと思っております。

西舘議長

2番。

2番

(澤上 勝君)

私の記憶が違うかもしれないけれども、多分異動になっているかもしれませんので、まず後で確認していただければと思います。あと将来的なことですけれども、課長さん、将来的なことですけれども、撤去しないで、何ていうか売りに出す方法もあるかと思いますけれども、その辺はあまり費用対効果の中で町が損をしない考え方をして処分すればいいといいますか、何ですか、検討していただければということです。お願いしておきます。

西舘議長

ほかにございませんか。 3番、馬場正治議員。

	(馬場正治君)	
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	第42条についてなんですけれども、これは改正に当たるんで
		すか。見てみましたら、内容が何も変わらず、ただ文章の瑕疵の
		ある部分を訂正しただけなんですよね。かぎ括弧と括弧の位置が
		間違っていた、旧条例はね。それを正しい文章に直しただけなん
		ですよね。これを条例の改正の中に入れるのは、私はどうかなと。
		むしろ、条例文の訂正としてこの附則のところに計上すべきじゃ
		ないかなと私は思いますが、いかがでしょうか。
	西舘議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長	お答えいたします。
	(桒嶋泰幸君)	今回の大きな、東日本大震災の関係とあと所得税法の改正に伴
		いまして条文を改めて読み返したところ、まさに馬場議員の指摘
		のとおり、この2点が条例の内容の改正でなくて単純な字句の表
		現の修正というところだったんですけれども、今回併せてこの条
		例改正ということで提案していましたので、それに伴って先ほど
		説明したとおり条文の整備ということで、今回その字句の修正と
		いうことで改めて改正ということでお出ししましたが、そこら辺
		のところはちょっと総務課とも話して、今後こういう件がありま
		したらどういう扱いにするかというのを確認して、事務手続を進
		めさせていただきたいと思います。
		以上です。
	西舘議長	ほかに。
		8番、平野敏彦議員。
質疑	8番	ちょっと確認をさせていただきますけれども、東日本大震災復
	(平野敏彦君)	興特別区域法がなくなるということで、災害住宅があるわけです
		けれども、その災害住宅はそうするとこの町営住宅に組入れにな
		って、現在利用している人についての制限とかそういうのはもう
		なくなるということなのか。そこのところをお聞かせいただきた
		いと思います。
	西舘議長	地域整備課長。

答弁 地域整備課長 お答えいたします。 (桒嶋泰幸君) 今回の東日本大震災に伴いまして、当町では災害公営住宅5戸 を建設いたしました。その被災者が入居した場合は被災者に対し て10年間の家賃の特例措置がございます。それとあと、災害公 営住宅を建てた場合の入居者については発生日から3年間は被災 者を必ず入れなきゃならないという要件がございますが、現在3 年以上経過しましたので、現時点では一般の方も入居できるとい う状況になっております。 以上です。 ほかにございませんか。 西舘議長 1番、佐々木 勝議員。 質疑 1番 以前、私質問で町営住宅の件に関して質問した経緯があると思 (佐々木 勝君) うんですが、古い町営住宅、こういった条例を改正しても、それ はそれとしていいと思うんですがかなり古い町営住宅が見受けら れますよね。その今後の古いのはどういう方向で壊すのか、建て 直すのか、あと大きくしたいのと、あとそういった計画があるの であれば。あと、さっき何年後ぐらいにそういった計画があるの か、あればお聞かせいただきたいのと、それと今募集を行ってい ますが、何軒の募集があって全部入れるのか、何割ぐらいが募集 に対して入っているのか、その辺をお聞かせいただきたいんです が。 西舘議長 地域整備課長。 答弁 地域整備課長 それでは、まず1点目の今後の町営住宅の方針ということでご ざいますが、平成24年度においらせ町営住宅長寿命化計画とい (桒嶋泰幸君) うものを策定しております。その中で各団地の廃止、建て替え、 あと維持管理、このまま継続して維持管理していきますよという 方針が示されております。確かに、議員しゃべるとおり、老朽化 したものの建設年度としましては昭和40年代初めに建設され て、かなり老朽化も進んでおり、そういったものは政策空き家と

いうことで入居もストップしておりますが、今後そういったもの

はその方針に従って建て替えなりを進めていくということになります。ただ、その、じゃいつ建て替え事業に着手するかということにつきましては、建て替えにつきましてはどうしても補助事業もあるんですが、半分ぐらいは町の単独費が必要になりますので、そちらは今後財政担当と協議しながら計画を進めていきたいと考えております。

2つ目の最近の応募状況ということで、広報をご覧になったと 思いますが、現在5戸の入居募集ということで進めております。 直近の状況ですけれども、令和3年6月29日に一度募集してお ります。募集戸数は4戸、応募者数は4人、100%の募集があ って全員入居という形になります。

令和2年度につきましては、全部で募集件数は4戸に対しまして応募者数は12件ですので、こちらも全て入居していますが、応募状況としましては募集戸数に対して複数の応募の方がいらっしゃるということの状況になっております。

以上です。

西舘議長

1番。

質疑

1番

(佐々木 勝君)

令和2年は12件あったんですね。私の、数年前なんですがどうすれば入れるという問い合わせがちょっとあったこともあって、どうすればというか取りあえず応募して審査の状況によってしか私も答えられませんという話はしたことはあるんですが、その余った、例えば令和2年であれば12件に対して4軒入ったと。あとは外れたという形になるんですが、審査の基準が厳しいのか、枠がなかったというのもあるんでしょうけれども、例えばあと残ったのをほかの町営住宅に振り向けるとか、そういったことというのは応募者にはしていたんでしょうか。お伺いします。

西舘議長

地域整備課長。

答弁

地域整備課長

(桒嶋泰幸君)

お答えいたします。

まず入居者の決定方法についてですが、その選考につきまして は全てくじ引で選考しております。やはり議員おっしゃるとおり、 過去何回も応募したけれどもなかなか当たらないと、運もありま すので、そういった方につきましては、そういった何回もやはり そういった事情も踏まえて過去2年間3回以上申込みした方につ いてはくじ引、通常であれば1人1回のところを、2回抽選権を 与えるということの当選倍率の優遇措置ということで行っており ます。

以上になります。

西舘議長

1番。

1番

(佐々木 勝君)

あと、その辺優遇していただければ、1回落ちたからじゃあ諦めようということでなくて、再挑戦すればまた可能性は高くなるということをもっとPRしていただいて、定住化というか人口を増やすというか、おいらせ町の環境を分かってもらって、優遇しているということをもうちょっとPRしてもらえれば入る方も納得をしていくのではないかなと思うので、その辺広報とかに募集を上げるときにプラスして応募の方の回数を、落選する方はまた挑戦してみてくださいというぐらい上げたほうが町民というか入りたい方にとっては希望を与えるのかなと思いますが、今後そういった形も考えていただければなと思います。

以上です。

西舘議長

ほかに。

14番、松林義光議員。

質疑

14番

(松林義光君)

今佐々木議員の質問を聞いておりまして、初めて町営住宅に入居をする際にはくじ引と決めていると初めて今聞きました。町営住宅選考委員会、委員の方々が存在していると思いますけれども、その方々の役割もやはりくじ引ということになるでしょうか。その1点をお伺いしまして、それから入居不能な町営住宅、例えば向山住宅が現在あるかどうか私確認はしておりませんけれども、そういうふうな住宅が何か所あるのか。旧下田、旧百石町においてもう入居できないという町営住宅の団地がどのくらい何軒存在しているのかお伺いいたします。

西舘議長

地域整備課長。

答弁

地域整備課長 (桒嶋泰幸君)

お答えいたします。

まず1点目の入居者選考委員会につきましては、条例上は任意 規定できると、選考委員会で決定できるということの任意規定で ございます。これまで合併来、入居者の決定方法としますと、申 込み順ということで随時申込みを受け付けて、ずっと申込みが早 い人が入居者決定してきたという経過でやってきてまいりました が、数年たちましたら過去、例えば平成十何年、10年代前半で すね、そういう方々も残って総勢60名以上の入居の待機者が残 っているという状況がありました。そういったものを解消したく、 くじ引という方法に持っていったんですが、これまでくじ引する 前は当然これまで入居申し込みをした待機者につきまして先に声 をかけて、今結果とすれば現時点では待機者はゼロです。ゼロに なりましたのでくじ引ということで、とにかく誰の目に見ても公 平なんだというやり方で現在は進めさせていただいておりまし た。

選考委員につきましては、現在委員は先ほど説明しましたとおり任意規定でございますので、今委員はいないという状況になっております。

続きまして、入居可能な戸数ということの質問がありましたが、合計としますと町営住宅管理戸数としますと今300戸ございます。そのうち、入居可能な町営住宅の戸数としますと237戸、先ほど議員おっしゃった向山団地とかいちょう団地、くるみ団地、入居をもう行っていない団地は除いた数字が237戸ということになっております。ちなみに、現在入居戸数としますと230戸ということで97%、今回5戸申込み受付しておりますので、ほぼほご空いている戸数については入居されているということになります。団地別のそういった状況につきましては、団地が結構な戸数がありますので、もしそちらは後ほどでもよろしいでしょうか。(「入居不可能なところ、教えてください」の声あり)

入居不可能な、今一切入居募集を行っていない団地は、政策空き家として扱っている団地は、旧百石町はいちょう団地の古いほう、災害公営住宅は除きます。あとくるみ団地、旧下田町は向山団地、あと三田団地、あとこちらが政策空き家ということで法的にももう空き家にしますよという扱いにしています。さらに、当

		課として募集を休止している空き家があります。というのが、も
		うそろそろ耐用年数を迎えるという老朽な公営住宅になります
		が、その団地につきましては、木内々団地、芦野団地、以上にな
		ります。
	西舘議長	学務課長。
答弁	学務課長	教職員住宅の部分がありましたので、お答えいたします。
	(福田輝雄君)	先ほど澤上議員にお話しした、木ノ下中学校の教職員住宅のほ
		か下田小学校の校長住宅、教員住宅のみとなっております。
		以上です。
	西舘議長	14番議員、マスク着用をお願いします。
		14番。
質疑	14番	令和2年度、入居希望者が12名あったと先ほど聞きましたけ
	(松林義光君)	れども、全員が希望者くじ引で4人入居したと。これの12名は
		町内の方々なのか、町外からの希望者もあったのか、それをお伺
		いします。
		それから、前々からくるみ団地の話はこの議会でもやり取りは
		聞いておりました。くるみ団地にしても向山団地にしても現在、
		もう一度聞きますけれども、もう団地の中に1軒も、1軒も入居
		していないという団地が存在したら、もう一度お伺いします。
	西舘議長	地域整備課長。
答弁	地域整備課長	お答えいたします。
	(葉嶋泰幸君)	昨年度、募集戸数4戸に対して12名の応募があったというこ
		とでお答えいたしました。その出身につきましては、今手持ちの
		資料がございませんので、ちょっとお答えできません。ただ、今
		年度募集した4戸の4人の応募につきましては、いずれもおいら
		せ町内の方が募集したということで今年度は町内ということにな
		ります。
		続きまして、今ある団地に1人も入っていないという団地があ
		るかどうかということのご質問だと思いますが、そういった団地

はございません。ただ、特に少ない向山団地につきましては、もともと24戸ありました。これ合併後、老朽化が進んだということで解体はとにかく先に、建て替えは別としてそのまま管理面にちょっと不具合等ございますので進めてきた結果、今24戸から今ある住宅は5戸、うち入居戸数は3戸ということになったものです。あと少ない入居者の団地のところでございますが、いちょう団地、こちらももともと30戸あったものを20戸解体ということで先行して進めております。残ったものが今現在10戸ありまして、入居戸数は4戸ということになります。いすれも各団地、一番少ないところの入居者数で3名以上ということになってございます。

以上です。

西舘議長

ほかにございませんか。

3番議員、前に質問していますので、13番、西館芳信議員。

質疑 13番

(西館芳信君)

13番、西館です。

当世の代表的な社会問題というのは、富める人とそうでない人との生活の格差というのが言われているわけですけれども、当然今後町営住宅等の安価で生活できるという入居世帯というのはどんどんどんどんその要求度は多くなってくると私は思います。こうした中で、行政サービスするほうもされるほうも、例えば公助、共助ですか、そして自助ということで自分でも受けるんだけれども、自分でも努力しなさいと近年言われています。

そうすると、私、前からも非常に疑問に思うんだけれども、どんどんどんどん待機者だとか入りたい人が多くなる、ところが一旦入った人というのはそれが既得権としてついの住みかと思って死ぬまでそこにいるということ、これが普通なのかもしれないし、それが全く定着してしまうと新しく入る人たちの余地が全然ないということになってくるということで、これは、町営住宅は条例だけれども、その上にある法律が何だかも分からないんだけれども、そういうことで、例えば今回当選したけれども、20年以内に出て行くことを努力してくださいという条項を付することができるものだかどうか、その辺。ほかのほうの例もっても、今すぐ無理でしょうけれども、どういうふうに担当課としては考えます

かね。私は、これずっと疑問なんですよ。果たして、これでいい のかなと。 西舘議長 地域整備課長。 答弁 お答えいたします。 地域整備課長 (桒嶋泰幸君) 今西館議員おっしゃるとおり町営住宅の入居期限、例えば3年 なり5年なり10年なりというものはありません。その上位法で ある公営住宅法、それを準用して条例に定めるものでありますが、 そちらの内容的にも入っておりませんので、今の状況ですとなか なかそういった出て行くことを努力しなさい、何年までですよと いうことの条例文に入れることは難しいのかなということです。 ただ、今例えば入居した後に生活が安定して収入が増えましたよ という方もいらっしゃると思いますが、そういった方は収入増加 者あるいは高額所得者ということで、通常の、例えば町営住宅の 家賃が今平均で2万500円なんですが、それよりずっと高い家 賃、5万円以上10万円近くということの措置で退去を促すとい うことの形を取っているという状況になっております。 以上です。 西舘議長 13番。 質疑 13番 公営住宅法に何も記載がないということであれば、ちゃんと分 (西館芳信君) かりました。ありがとうございます。 それで、今後管理ということの観点からお聞きしたいんだけれ ども、新しくこれから建てようとする住宅に関しては、9月1日 施行になりました私どもの新しい土地利用計画の条例、これが影 響するのかどうか。前は、いろんな建築基準法とか都市計画法の 縛りがあって甲洋地区には全くありません。これが新しい土地利 用計画にもって若干考えが変わって、私どもの甲洋地区にも建設 が可能となるかどうか、その辺の考え方をお願いします。 西舘議長 地域整備課長。 答弁 地域整備課長 お答えいたします。

(桒嶋泰幸君)

今回の見直しに当たりまして、現在の甲洋学区はこれまで見直し前は市街化調整区域でありましたので、一団の例えば宅地分譲なりは行えないという状況でございました。その中でも34条11号区域の要件の中でも宅地分譲は駄目だということになっておりましたが、今回の見直し後はそういった分譲も行えますし、町営住宅が仮に甲洋学区に建てますよといった場合、当然その区域はその特定用途制限地域の中の何の区域によるかということがありますが、これにつきましては、環境等のおそれがない範囲の中で、例えば本来建ててはいけない、基本的には建てられない環境共生区域とか重点環境共生区域とか、そちらも町長の特例ということで定めておりますので、町の政策的に甲洋小学校に町営住宅を建てるんだといった場合は、そういった特例等により建設はこれまでよりはずっとしやすいという状況になっております。

以上です。

西舘議長

13番。

13番

(西館芳信君)

ただいまの答弁、可能性ありと聞きました。ありがとうございます。

西舘議長

西舘議長

ほかにございませんか。

(議員席)

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

13番、西館芳信議員。

13番

これ、今消そうとしたんだけれども消えない。ごめんなさい。

(西館芳信君)

西舘議長

討論ありませんか。

(議員席)

なしの声

なしの声

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第56号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。 日程第10、議案第57号おいらせ町土地開発公社の解散につ 西舘議長 いてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 政策推進課長。 当局の説明 政策推進課長 それでは、議案第57号についてご説明申し上げます。 議案書29ページをご覧ください。 (柏崎勝徳君) 本案は、おいらせ町土地開発公社を解散することについて、公 有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、議 会の議決をいただきたく提案するものであります。 さきの議員全員協議会でもご説明したとおり、町土地開発公社 は、昭和48年に下田町土地開発公社として設立以来、公共用地 先行取得事業等を行い、計画的なまちづくりの推進に貢献してま いりました。 しかしながら、社会情勢の変化や昨今の地域経済の低迷等によ り、町からの用地先行取得依頼がない状況が10年余り続いてお り、今後も同様の状況が続くものと見込まれ、公社存続の必要性 が極めて低くなっております。 このような状況から、当初の役割を終えたものと考え、去る5 月21日の公社理事会において解散の同意が得られたため、この たび解散についての議決をいただくものであります。 今後におきましては、青森県知事へ解散認可を申請するととも に、解散へ向けての様々な手続や残余財産の引き受けなどを行い、 今年度中に清算を結了する予定にしております。 以上で説明を終わります。 西舘議長 説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。

なしの声

(議員席)

西舘議長

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第57号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後 0時 1分)

楢山副議長

議長に代わり、副議長が暫時議事を進行いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開 午後 1時30分)

楢山副議長

ここで学務課長より答弁漏れがあり、発言したい旨の申出があり発言を許します。

学務課長。

学務課長

議長のお許しをいただきまして、ここでご報告いたします。

(福田輝雄君)

報告第4号放棄した債権の報告の中で、西館議員から放棄した 内容を債権者に対して法を通知しているか問われた件につきまし て確認したところ、債権管理条例施行規則第17条第2項の規定 に基づき、金額、日付、理由を記載したものを通知しております ので、ご報告いたします。

その場で答弁できなかったことにおわびをいたします。大変申 し訳ございませんでした。

楢山副議長

日程第11、議案第58号令和3年度おいらせ町一般会計補正 予算(第4号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

財政管財課長。

当局の説明

財政管財課長

(岡本啓一君)

それでは、議案第58号についてご説明いたします。

議案書は、30ページから37ページになります。

本案は、既定予算の総額に2億4,928万3,000円を追加し、予算の総額を104億8,982万4,000円とするものです。

議案書35ページの第2表、債務負担行為は、デマンドバス等 運行業務委託料について、今年度から令和8年度まで限度額2億 4,000万円の債務負担行為を設定するものです。

36ページ、37ページの第3表、地方債補正は、歳入町債の 予算補正に伴い、1件を追加、3件を変更、及び1件を廃止する ものです。

歳入歳出の内容についてご説明いたします。

別冊の令和3年度、一般会計補正予算(第4号)に関する説明 書をご用意ください。

こちらの11ページをご覧ください。

まず歳出の主な内容からご説明いたします。

1款1項1目議会費の17節庁用器具費198万円の増額は、 町の新型コロナ対応事業として、議場内全卓上へ設置するアクリル板を購入するため計上するものです。

12ページをご覧ください。

2款1項1目一般管理費の14節庁舎等修繕工事費143万円の増額は、町の新型コロナ対応事業として、本庁舎正面玄関の自動ドア改修を行うため計上するものです。

次に、2款1項7目諸費の財政調整基金積立金2億5,140 万6,000円の増額は、当補正予算の編成に係る一般財源調整 のため計上するものです。

なお、予算ベースでの基金残高は、令和2年度決算剰余金から の積立2億1,000万円を合わせ、今年度末で18億7,24 8万3,000円となる見込みです。

16ページをご覧ください。

2款5項4目町長選挙費の選挙運動用自動車公営負担金77万3,000円、選挙運動用ポスター公営負担金54万3,000円、選挙運動用ビラ公営負担金11万3,000円の追加は、さきの議案第52号で審議いただいた条例案の可決に伴い、今年度実施予定の町長選挙について計上するものです。

17ページに移ります。

3款1項3目高齢者福祉費の27節介護保険特別会計繰出金779万5,000円の増額は、当該特別会計の職員給与費等繰出金の増額に伴い計上するものです。

18ページをご覧ください。

3款2項1目児童福祉総務費の22節国庫返還金1,363万8,000円の追加は、前年度の子ども・子育て支援交付金の精査により計上するものです。

3款2項2目児童措置費の19節障がい児保育給付費588万円の追加は、町内在住の障害児が通う保育園等が処遇の向上を図るための運営費として計上するものです。

20ページをご覧ください。

4款1項2目予防費の12節新型コロナウイルスワクチン接種 用コールセンター等業務委託料519万7,000円の減額、及 び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保委託料1,200万 円の減額は、事業費精査により計上するものです。

21ページに移ります。

4款4項1目病院費の18節病院事業会計医業外収益補助金407万2,000円の増額は、町の新型コロナ対応事業として、おいらせ病院における新型コロナワクチン接種の受付等に係る業務委託料の増額及び職員の特殊勤務手当増額に対応するための予算措置として計上するものです。

また、病院事業会計資本運営費負担金1,161万5,000 円の減額及び次のページの23節病院事業会計出資金1,161 万5,000円の追加は、支出科目の見直しにより予算の組換え を行うため計上するものです。

23ページをご覧ください。

6款1項5目農地費の27節農業集落排水事業特別会計繰出金 404万7,000円の減額は、前年度繰越金の確定等に伴い計 上するものです。

25ページをご覧ください。

7款1項3目観光費の18節町観光団体支援事業費補助金69 5万8,000円の減額は、百石まつり、及び下田まつりの中止 に伴い計上するものです。

26ページをご覧ください。

8款2項2目道路橋りょう新設改良費の16節土地購入費45 5万4,000円の増額は、主に住吉町・三沢線の拡幅用地を購入するため計上するものです。

18節私道整備補助金300万円の増額は、鶉久保地区の申請見込みにより計上するものです。

また、21節立木等補償費513万9,000円の増額は、主に住吉町線整備事業における設計単価改定に伴い計上するものです。

8款3項2目公共下水道費の27節公共下水道事業特別会計繰出金2,090万9,000円の減額は、前年度繰越金の確定等に伴い計上するものです。

27ページに移ります。

9款1項3目災害対策費の14節津波避難誘導標識照明等交換工事費382万円の追加は、経年劣化に伴う津波避難誘導標識のソーラーバッテリー及びLED灯の交換工事費として計上するものです。

30ページをご覧ください。

10款4項1目社会教育総務費の10節消耗品費168万4, 000円の増額は、主に町の新型コロナ対応事業として、成人式 実施に向けた抗原検査キットを購入するため計上するものです。

また、各款にわたって2節給料や3節職員手当等など人件費に 係る予算を増減しておりますが、4月の人事異動に伴う調整等と して計上するものです。

主な歳出の説明は以上です。

これから、歳入の主な内容についてご説明いたします。

前に戻りまして、3ページをご覧ください。

1款1項町民税7,828万3,000円の増額及び1款2項 固定資産税5,293万1,000円の増額は、賦課額決定により計上するものです。

4ページをご覧ください。

10款1項地方特例交付金における増減は、交付額決定に伴い、予算の組換えを行い計上するものです。

11款1項、地方交付税の普通交付税2億8,717万1,0 00円の増額は、交付額決定に伴い計上するものです。

5ページに移ります。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症 対応地方創生臨時交付金929万2,000円の増額は、町の新 型コロナ対応事業費分に対応し計上するものです。

15款2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金813万2,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種事業における国庫補助対象経費の精査により計上するものです。

また、15款2項4目土木費国庫補助金の防衛施設周辺対策事業費補助金、過年度分1,476万6,000円の追加は、住吉町線整備事業の令和2年度実施分として計上するものです。

7ページをご覧ください。

19款1項1目介護保険特別会計繰入金1,162万9,00 0円の増額は、前年度の事業実績精査により計上するものです。

19款2項1目財政調整基金繰入金2億468万円の減額は、本補正予算の一般財源調整により予算の全額を減額するものです。

8ページをご覧ください。

20款1項1目前年度繰越金5,736万2,000円の増額 は、令和2年度決算に伴い計上するものです。

9ページに移ります。

2 2 款 1 項 7 目臨時財政対策債 9, 5 3 6 万円の減額は、発行可能額の決定に伴い計上するものです。

主な歳入の説明は以上です。

ページがまた後ろの方に飛びます。33ページから35ページをご覧ください。

こちら給与費明細書になります。人件費に係る今回の補正内容 をそれぞれ反映させたものとなっております。

次に、37ページ及び38ページをご覧ください。

こちらは、債務負担に関する調書です。議案書の第2表、債務 負担行為で設定しましたデマンドバス等運行業務委託料を表の一 番下に追加したものとなっております。

次に、39ページ、40ページをご覧ください。

こちらは地方債に関する調書です。 歳入の町債に係る今回の補 正内容を反映したものとなっております。

最後に、41ページ以降の補正予算主な内容は、予算案審議の

参考資料として、主要な個別説明を掲載したものです。

以上で、説明を終わります。

楢山副議長

説明が終わりました。

これより、歳入全般について質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。一般会計補正予算(第4号)説明書3ページから9ページになります。

なお、質疑における発言の際は、何ページの何款○○の件についてのように議題に沿って発言し、質疑の要旨を明確にしてください。

この際、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

8番、平野です。

4ページの地方交付税についてお伺いいたします。

補正額が2億8,700万円、これと関係するものとして私は7ページの繰入金19款、2億468万円の金額がありますけれども、これらは例えば予算計上の仕方だと思うんですけれども、交付税をもうちょっと多く見ていれば取崩しとかそういうのを多くしなくてもできるんじゃないかと。この2億8,700万円、今この時期で算定をするときにある程度町で算定してこのぐらい入るという予測が立つわけですから、やっぱりその辺がちょっと精査が弱いんじゃないかなというのが一つ。

それから、例えば3ページの税についてでもありますけれども、ここで町民税、固定資産税合わせて1億2,000万円。これが補正で計上されています。これらについても調定の出し方とかそういうのはこれでいいのかなと。やはり基金に頼らない財政運営をしていくためには、やっぱりこの数字の精査をちゃんとして収入を確固たる部分で詰めていかなければ駄目じゃないかなと思うんですけれども、この2点についてどういう見解であるかお伺いします。

楢山副議長

財政管財課長。

答弁 財政管財課長 (岡本啓一君)

1点目の普通交付税の当初予算における見積りについて答弁いたします。

議員から見込みが甘かったんじゃないかとのご指摘も混じっており、ごもっともなことと受け止めております。ただ、しかし今年の普通交付税につきましては、国の地方財政計画を参考としましてそれに基づいた試算をこちらで行った上で、もちろんこちらでも増額と見ておりましたが、蓋を開けると予想以上の増額になったというのが実際のところであります。

中の分析を行いますと、主に普通交付税が増えた部分、2つ理由があるように思います。

1つは、全国的な傾向で子育て世代包括支援センターとか、あるいは幼保無償化とか、こちらが全国的な動きで、こちらの福祉に係る需要額が全般的に増額するものとして国が算定していたということが1つと。

あとはもう一律で会計年度任用職員、こちら制度が始まって2年目なんですけれども、2年目になりますとボーナスが、継続に任用された場合、満額もらえるようになります。その分の財政需用額について国が一律で機械的に計算したという説明がございました。

この辺の部分は、こちらも説明を聞けばなるほどなと思うんですけれども、ちょっと予想できなかったのが当初は普通交付税、 国が算定を始めた当初はコロナの影響により国税、地方税収ともに四、五%落ちるものとして普通交付税を計算しておりました。 税収が減れば、その分普通交付税がその減収分の一定割合を補塡するというルールになっていましたので、まずそもそもその基本のベースが高かったと、国が計算した普通交付税が今年コロナという特殊事情によって高かったものと推理しております。そのせいか、青森県でも1自治体を除いて全ての市町村において増額になっているという結果が出ました。

今回、コロナという特殊事情もあったんですけれども、このようなこともあるということを踏まえて、議員ご指摘のように来年 度以降、普通交付税の当初予算計上についてさらに精度を上げて 計上してまいりたいと思った次第でございます。

以上です。

楢山副議長

はい。

税務課長

(久保田優治君)

私からは、町税の部分のところですけれども、先ほどの地方財政計画の関係で国から地方税の税収の見立ての予測等があって、その際に6.8%の減額を見込んでいるということで、それを踏襲して当町の当初の調定額と予算額を試算したために大幅に差額が出たんですが、実際にコロナの影響があったかというとさほどなかったということで、当初低く見ていたせいもあって差額が1億二、三千万円になっているということであります。

以上です。

楢山副議長

8番。

8番

(平野敏彦君)

交付税の部分については、今課長が説明したように私は今年は コロナ禍で基準財政収入額ががっぱり落ち込んでこういうふうに 増えたのかなと思ったら、そうじゃなくて財政需用額に国の施策 による加算があったということで理解をしました。ありがとうご ざいます。

税収は、6.8%の減額をするというのは前年度の、結局申告のそういう部分からいったらある程度の年額、収入額というのは出てくると思いますけれども、それで見たらコロナの影響を受けないで収入が落ち込んでいないということで理解していいですか。了解しました。

楢山副議長

いいですか。ほかにございませんか。

(議員席)

なしの声

楢山副議長

なしと認め、歳入全般の質疑を終わります。

次に、歳出についての質疑を受けます。

第1款議会費から第6款農林水産費までの質疑を受けます。

説明書11ページから24ページになります。

質疑ありませんか。

澤上訓議員。

質疑

4番

(澤上 訓君)

4番、澤上です。

私は1点、1点というか20ページの新型コロナウイルスワク

チン関係についてちょっと教えていただきたいところがあります。コロナワクチン接種状況を教えていただきたいなということで、4点ほど。

まず1点は、全体で何人の方々が接種しているのか。

第2点として、世代別ですけれども、70歳以上、60代、50代、40代の区分別での接種状況はどうなっているのか。それから、接種されていない方々がどれぐらいあるのか把握していればそちらも教えてください。

それから3点目、町内小中学校の先生方への接種状況はどうなっているのか。

4点目、町内幼稚園、保育園の先生方への接種状況はどうなっているのかについて教えていただきたいと思います。

楢山副議長

保健こども課長。

答弁

保健こども課長 (小向正志君) それでは、4番澤上 訓議員の質問にお答えいたします。

8月31日現在の接種状況であります。全体といたしましては、 対象者2万2,973人のうち1回目を接種した方は1万1,4 77人、約50%となります。2回目については8,525人で 約37.1%となります。

次に、世代別です。高齢者については、対象者7,264人に対して1回目は6,321人、約87%、2回目を接種した方は6,211人の85.5%となります。

次に、世代別ですね。ちょっと細かくなるんですけれども、6 0歳から64歳の方、人数1,664人に対して1,258人が 1回目、75.6%、2回目654人で39.3%となります。 次に、50代の方は3,500人に対して1,700人という ことで、1回目は31.6%の方が打っており、2回目は555 人ということで接種されております。

40代の方、3,650人に対して1,051人が1回目接種 済みです。2回目まで打っている方は470人となっております。 次に30代の方、2,700人に対して660人が接種済み、 2回目は360人の方が接種済みとなっております。

20代の方、こちら2,220人が対象となっており、1回目 打った方は412人、2回目打った方は244人となっておりま す。

次に、10代の方、対象は1,950人、1回目を打った方は70人、2回目を打った方は28人ということになっております。 先ほど高齢者の方は、1回目は87%、2回目は85%ということでお伝えしたところですが、64歳以下については、1回目は32.8%、2回目は14.7%という状況になっております。接種していない方についてですけれども、大変申し訳ございません。接種していない方についてはちょっと細かくは出しておりませんでした。

次に、町内の幼稚園、保育園ですけれども、町内の幼稚園、保育園の職員総数は360人おりまして、そのうち218人が町内在住の方となっております。そのうち集団接種や医療機関での優先接種において約140人、大体6割の方が接種されている状態となっております。

小中学校については、学務課よりお答えいたします。

楢山副議長

学務課長。

答弁

学務課長 (福田輝雄君)

町内の小中学校に勤務する教職員等のワクチン接種については、実は任意接種であることから接種状況の調査はしておりません。ただ、しておりませんので正確な数字は押さえておりませんが、8月の校長会において確認し、おおむね接種または予約ができている状況にあるということで報告を受けておりました。

以上です。

楢山副議長

4番。

質疑

4番

(澤上 訓君)

私、なぜこのような質問をしたのかといいますと、最近やっぱり青森県も急激に増えてきて、その内容を見るとクラスター関係というと学校関係、それから保育園、幼稚園関係、あとは夜の社会に出て行った関係のクラスターということで、よく話聞かれるんですけれども、非常に学校関係とか幼稚園、保育園関係は非常に何ていうんですか、今も身近にあるそういう保育園、幼稚園、そういう方々のそういう子供さん方へのやっぱりこういう感染ということになると、非常に恐ろしいものになるのかなという気が

していましたので、大変心配しているところでした。

高齢者関係は、大体ほぼ八十何%ということですので、ほぼあれですね。それで、なぜ高齢者関係も聞いたかというと、私70歳超えた方で他町村の方なんですけれども、やりましたかと言ったら、いや、私、小さい頃からどうもこの注射というのは苦手でと、それで本当にいいんでしょうかということでいろいろ話をしてきたんですけれども、いやもしかすればおいらせ町にもそういう意味で拒否している方もいるのかなという思いで、もし分かるのであればということで、もし分からないのであれば何もそれは特に必要はないです。

次に、もう一つは、今3回目のワクチンの関係についていろいろ国が言っていますけれども、この実施する可能性というものはどのぐらいというか、可能性はあるのかどうか。何月頃から3回目が始まるということになるのかということで、その辺のところもお聞きしたいなと思っていました。

楢山副議長

保健こども課長。

答弁

保健こども課長 (小向正志君) まず先に、ちょっと高齢者の部分で接種していない方、ちょっと資料を見つけましたので、一応現在10月24日までの予約枠を設けているんですけれども、9月3日時点でそちらに申し込んだ高齢者の方167人おります。1回目を打った方9月2日の時点で6,300人おりますので、大体6,490人くらいが接種希望があると私としては考えております。そうすると、残った770人の方が接種するかどうか不明な状態であるなということで考えております。ただ、いろいろと事情があると思っておりますので、これからもワクチンの接種に関するメリット、デメリットをお伝えしつつ、できる限り希望する方が接種する体制をつくっていきたいと思っております。

次に、3回目を実施する可能性についてでございます。新聞報道等ではそのような話が出ておりますけれども、まだ国からはそういった話が一切来ておりませんので、今この場では回答はできません。大変申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

楢山副議長

よろしいですか。ほかにございませんか。

8番。 8番 8番。 (平野敏彦君) 私は、今の20ページ、衛生費保健衛生費の委託料についてお 伺いをしたいと思います。 今課長が接種内容について説明しました。まず確認をしたいの は、2回目の接種の数が1回目と開差が非常にあると。例えば5 0代ですと3,500人対象があって、1,700人が接種して 555人が2回目。じゃあ、残りの人はどういうふうな状態にな るのか。40代にあっても同じ、1,051人が接種して2回目 が470人。この残っている人のどういうふうな対応をしていく のかというのが、まず第1点。 それから小中、それから幼稚園、保育園、この中で私、町長か ら決断をしてほしいなというのは町長が言う子供のためにという ことで町長掲げていますけれども、保育園の先生で町内の在住す る先生はほとんど終わっているようです、私の知っているのは。 ただ、学校が把握されていない。ちょっとこれは解せないなとい う思いがあります。というのは、町外から来ている職員、この人 やっていないんですよ。これで子供を守れるのかなという思いが あるんですよ。私は、おいらせ町で働く職員については子供を守 るためにも町外者であろうが接種をしてあげるべきだと、そして 子供を守っていくという思いというのを持たないと、たった1人 が接種をしていないために感染させてクラスターになる、そうい う危険があるわけですよ。ここは町長、ぜひ決断をして町外者も、 小学校、中学校にあっては接種させるという、ほかのほうやって いるところありますよ。これを県内でやっていなかったら、おい らせ町が一番になるわけですから、そういう意味で町長の、私は 英断をお願いしたいと、この2点。 学務課長。

楢山副議長

答弁

学務課長 (福田輝雄君)

先ほどの答弁でいらぬ誤解を招いたところが若干あったかと思 いますので、具体的な部分でお話をさせていただきます。

学校事務を含む教職員につきましては、町内168名いらっし やいます。そのうち十和田から来られている教職員の方は65名 になります。十和田市に関しては、十和田市に住所があって十和田市、十和田市外関係なく教職員の方については優先接種ということで、一応全ての方が接種を終えているかところまでは確認はしておりませんが、ほぼ大体の方が受けたという形で聞いておりますので、この65名につきましては十和田市でもう既に接種を終えられている状況になります。

あと、おいらせ町に住所があっておいらせ町の学校に勤務されている方につきましては35名いらっしゃいます。その中で、大体私のほうで把握しているのは31名ほどがもう既に接種2回目も終えている状況です。残り4名に関しては、多分若干日にちを変えて予約はされている、もしくは接種している可能性があるという形にはなるかと思います。

三沢市に関しては、三沢市のほうは三沢市に在住もしくは三沢市の小学校に勤務する教職員を対象に優先接種というかキャンセル待ちという形での対応をしているという形を聞いておりました。三沢市から来られている方、教職員につきまして、平野議員がおっしゃったようなお話をいただいて調整した経緯はありますけれども、三沢市も順次年齢順で予約等も進んできており、校長会8月の末であったんですけれども、確認したところでは接種または予約ができているということで確認をしておりました。

今ちょっとお話が出てきているのは、具体的な話なんですけれ ども、八戸市がなかなか進んでいない状況で、そこの部分は相談 を受けている状況になっておりました。

以上です。

楢山副議長

保健こども課長。

答弁

保健こども課長 (小向正志君) 高齢者より下の64歳以下の方の1回目と2回目の接種数の乖離ということでお尋ねがありました。

高齢者については7月末ということで各医療機関の協力を得まして進めていたところです。8月に入りまして、64歳以下の方の接種を本格化しているところです。先ほど話ししたのは、8月末現在の数字でありますので、8月に打った方、3週間経過しないと打てないということになりますので、1回目と2回目の方について差が出るのは、その3週間後を待っている方の形になりま

す。まだ2回目を打っていない方についても、今後順次2回目の 接種を進めていく予定となっております。

次に、町外在住の方の接種についてですけれども、こちらのコロナのワクチン接種については住所地のある市区町村の医療機関等で接種を受けることが原則となっております。例外として認められるのは、かかりつけ医が住所地外にある、長期入院、長期入所されている、出産のため里帰りしている方、遠隔地へ下宿している方、単身赴任等のやむを得ない理由があれば住所地外で接種することが可能となっております。そういったことから、7月にはワクチンの在庫不足ということもありましたので、保育施設に勤めている方も進めたいですし、あとは町民を優先して接種を進めたいということもありまして、町内在住の保育施設の従事者ということで接種をしたことをご理解いただければと思います。

楢山副議長

町長。

答弁 町長

(成田 隆君)

ただいま担当課から課長からいろいろ説明がありまして、基本はやっぱり住所地のあるところということでありますし、特別の例外がある場合は受けてもいいという説明でしたけれども、我が町としてもまだ年齢順からいきますと町民の方々でも接種できていない部分もあろうかと思います。そういうことも含めまして、議会終わってから担当課と相談しながらどうすればいいかは考えていきたいと思います。

以上です。

楢山副議長

よろしいですか。

8番。

質疑 8番

(平野敏彦君)

今課長が言うのは、3週間の期間があってその期間2回目の接種が遅れているということで理解をします。

あと、町外の保育施設等に勤務する方々、これは私、北海道の 場合ですと仕事で行っている人というのは住所地でなくてもちゃ んとやってくれたという、この前お盆のとき来たら私より若いの がもう2回目の接種を終わったと。今の説明ですと、なかなかで きないような話なんだけれども、じゃあ何で北海道ができるのか なと。やっぱり首長の判断だと思うんですよ、私は。それと、町 長が言う今八戸は教育施設がクラスターを引き起こしているわけ ですから、こういうふうになったのに町長の公約どおり子供を守 るんだということだったら、私は町外の人がさっき、説明すれば 何名ですか、先生も入れても幾らもないんでしょう。私は高齢者 よりも子供を守るためにはそちらを優先して対応すべきだと私は 思いますよ。やっぱり、課長の言っているのも分かりますけれど も、課長は町長をサポートするためにいるわけですから、やっぱ りその辺は自分も町長と同じ考えだったら、私は即断決行すべき ですよ。今もう減っているわけじゃないですよ、増えているわけ ですから。そこは町長から指示してやれというあれは出せません か。

楢山副議長

町長。

答弁

町長

(成田 隆君)

先ほどもお答えしましたけれども、やはり私も細かい実情はよく分かっていないもので、ですから学務課長、そして保健こども 課の課長と相談しながら、その人数把握、あるいは町外からどれ ぐらい保育士さんたちが来ているのかも含めて、特例をなぜ認め られないのか、あるいはまた認められるのかということもこの議 会を終わってから相談して早く結論を出したいと思います。

以上です。

楢山副議長

14番。

質疑

14番

(松林義光君)

関連しますけれども、保育園等々に勤務している職員に優先的にワクチン接種をしてもらいたいと、この議場でお願いをしました。そうしましたら、おいらせ町から即名簿を出してくださいと来ました。おお、やるなと、こう思いました。そして、おいらせ町が一番早かったんです。三沢、東北町、六戸がうちの保育園に勤務している職員がおります。八戸からは2名がおります。今お話が出ておりますけれども、一番遅いのは八戸だという話であります。その八戸の方は、まだワクチン接種を受けていない気がしています。あとは六戸とか東北町、ほとんど三沢市、終わっているようであります。今いろいろ平野さんも話ししておりますけれ

ども、教育施設で保育現場でコロナにかかっております。名前は 言いません。八戸でも何か所か保育園が感染しているそうであり ます。おいらせ町内にあってもあの保育園は休園していますとい う情報が入ってきております。もう我々も神経ぴりぴりでありま す。何とか感染しないようにということで、今日々願って保育を 行っております。

そこで、事務方のトップ副町長、お願いします。何か今国の情報によりますと、3回目のワクチン接種が行われるんではないかなという情報でありますので、もし3回目のワクチン接種が行うとすれば町内、町外問わず先生方にワクチン接種を打ってもらいたい、接種をしてもらいたいと思います。副町長の考えもお伺いいたします。

楢山副議長

副町長。

答弁 副町長

(小向仁生君)

今現在のワクチン接種の状況というのは、以前議会で答弁したときと情勢が変わってきていると。もう既にほとんどの人たちが優先された形での接種を行っているというのが実情だと思います。そういう意味では、先ほど議員おっしゃったように八戸から来ている職員、要するに遅れている職員が2名ほどだということであればその2名の人たちも含めて、先ほど町長が言いましたようにどのような形でできるのかということを担当課と相談してなるべく早く打てる体制を取っていきたいと思います。多分少ない人数、6月の議会のときは何百人という人数でありましたので、そうすると基本に返ったときに町民をやっぱり優先させるということで始まったワクチン接種だったものですから、このような状況、今ほとんどの方々が打っている状況にあっては、打っていない人に関して担当課にちょっと指示して検討させていただきたいと思います。

それから3回目のワクチン接種に関しては、議員おっしゃるとおり、確かに優先順位として早く打たせてあげたいというのはやまやまなんですけれども、また国の方針といいますか、前回みたいに75歳以上、また病気がある人、それから年代を追ってという形でまた示されるのであれば、その他町村等の動向を見ながらうちのほうでもやれる分はやるということでの検討をさせていた

だきたいと思います。 以上です。 楢山副議長 いいですか。ほかにございませんか。 3番。 3番 民生費もでしたか。 (馬場正治君) 楢山副議長 何ページでしたか。 民生費も入りますね。ちょっと待ってくださいね。何ページだ 3番 (馬場正治君) ったかな。すみません。 3番、馬場正治です。 座ったままでよろしいですか。 楢山副議長 何ページですか。(「座ったままでよろしいですか」の声あり) よろしいです。 3番 民生費だったと思いますけれども、障害者……どこだったかな。 (「ページ数」の声あり) ページ数を今探しているんですよ。障害 (馬場正治君) 者負担金。ちょっと待って。民生費……すみません。障害者、障 害児じゃなかったな。(「18ページ」の声あり)(不規則発言あり) 18ページですか。ああ、そうか。保育給付費ではなくて、一般 町民対象の障害者に関した補正予算が載っていましたけれども、 ちょっとページ数を見落としてしまってごめんなさい。ちょっと 待ってもらえますか。 楢山副議長 18ページにあるんじゃないですか。(「18ページですか」の

声あり) 18ページの2項19節かな。

3番

(馬場正治君)

こっちは子供の関係でしょう。(不規則発言あり)そうだよね。 あとはないですか。(「ないんでないか」の声あり)じゃあ、ちょ っと取りやめます。見つけられたら、また手を挙げますので。

楢山副議長

ほかにございませんか。

(議員席)

なしの声

楢山副議長

なしと認め、第1款から第6款までの質疑を終わります。

次に、第7款商工費から第12款公債費までの質疑を受けます。 給与費明細書、債務負担に関する調書、地方債に関する調書を含 みます。

説明書24ページから40ページになります。また、議案書35ページから37ページの第2表債務負担行為、第3表地方債補正も含みます。

質疑ありませんか。3番。

質疑

3番

(馬場正治君)

3番、馬場正治です。

まず1点は、議案書の35ページの第2表債務負担行為という 名称のところですね。これに関しての補正予算は債務負担に関す る調書に載っておりました。これが一般会計補正予算の歳出の3 8ページの一番下ですね。追加したということで、ファイルする 際に穴を開ければ、穴を開けてファイルにとじれば見えない場所 に掲載されています。

通常私ども債務というと借金と考えるわけですね、一般的には。 この行政の予算書、決算書の用語ですけれども、債務負担という と借金ではないんですね、なぜか。この意味を理解できなかった、 たった今スマホで見て分かったんですけれども。今年度だけで終 了できない、次年度以降にも事業を継続するものについて今年度 予算計上しておくという意味だそうですね、負担行為というのは。

そして、この補正予算の説明書の38ページの一番下のデマンドバス等運行業務委託料2億4,000万円。この財源の内訳なんですけれども、国県の支出金が4,900万円、その他が1,500万円、一般財源が1億7,600万円、こういう3つの合計が2億4,000万円となっているということですけれども、国の補助を受けられるのは4,900万円で自ら一般財源で町のお金を使うのが1億7,600万円。このその他というのは1,500万円というのは何かというのがまず1点ですね。

それと、デマンドバスに関しては、町は今定例会直前の8月1 9日に議員全員協議会で初めて、それ以前は何の話もなかった、 説明もなかったんですけれども、常任委員会であったと思います ね。常任委員会であったと思いますが、詳しい説明については議 員全員協議会で案を出してまいりました。今定例会に補正予算を 計上するということは、今年中にデマンドバスいわゆる車両の注 文とか運行主体の業者を選定して委託する契約をする必要がある ということだと思うんですよ。一つの考え方としては12月定例 会で提案するのかなと。ただ、町としてはどうしても4月1日に 現在の町民バスを廃止して同時にデマンドバスをスタートさせた いという強い思いから今定例会に補正予算を計上してきたものと 思います。2億4、000万円ですから一番大きいんですよね。

6月定例会以来、私がお願いというか町に再考を求めている多くの町内の障害者については全く念頭にないと。モデルにしているのは岩手県紫波町のデマンド交通の運営であるということですけれども、紫波町では車椅子に対して何の配慮もしていないのか確認したのか。いわゆる障害者差別解消法に基づいて合理的な配慮をおいらせ町の町民にする方法として4台のうち1台程度は車椅子に対応できる車両にするというのが一つの方法ですね。全員協議会のときと今定例会のときの政策推進課長の答弁では、車椅子の方は民間の車椅子対応のジャンボタクシーを利用してくださいとこういう答弁でしたけれども、料金が全く違いますね。昨日の一般質問でも町長の答弁の内容は、全く健常者のことしか考えていない、障害者のことを全く考えていない。いわゆる差別の考え方に基づく公共交通の導入ということが言えるんですよ。

もう一つの配慮の方法としては、しからば健常者しか利用できない十人乗りのジャンボバスを注文するというのであれば、民間の車椅子対応のタクシーを使う町民に対して何らかのクーポン券なり、割引チケットなりを配布するという方法が一つあります。 私は長い目で見れば1台を車椅子対応にしたほうが財政的には有利だろうと、そう思いますが町長の考えを伺います。

楢山副議長

町長。

答弁

町長

(成田 隆君)

お答えします。

まずもって財政的なことでありますので、担当課がすごく計算 して詳細なことは分かると思いますので、担当課長に説明させま す。

	楢山副議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長	それでは、ご質問にお答えをいたします。
	(柏崎勝徳君)	38ページ、債務負担行為の調書のところのその他の1,50
		0万円というところでございますけれども、これにつきましては
		現在も町民バス運行に当たりましてイオンモール下田からイオン
		モールとそれから下田駅の循環、循環といいますかシャトル便と
		しての利用をしてもらうということで負担金をいただいておりま
		すけれども、デマンド導入に当たっても町民バス1台運行すると
		いうことで、そちらのほうの負担金ということで300万円の5
		年分ということで1,500万円の財源を見込んでおります。
		それから、2つ目のご質問でございますが、ご指摘のとおり紫
		波町を参考にこの仕組みを組立てをいたしましたが、紫波町にお
		きましても車椅子に関しては車椅子の車両を導入はしていないと
		いうことで承っております。それについて、代わりにどのような
		方法をしたのかということについては、ちょっとそこまでは伺っ
		ておりません。
		それからもう一つ、差別といいますか、違法だということでの
		ご指摘でございますけれども、これにつきましては特に差別をし
		たいとか、あるいは差別をするという意図は全くございませんで、
		先ほど議員ご指摘のとおり民間の福祉タクシーのご利用をお願い
		したいんだということで、こちらの車両については車椅子での利
		用ができない形で考えておりますけれども、このデマンド型交通
		を運行していくに当たっては、まずは運輸局の許可が必要となっ
		てまいります。そういうことで、運輸局とも相談をさせていただ
		きまして、例えば町でデマンドに車椅子で乗車できる機能が備わ
		っていないことが違法だということでの指摘がされれば当然是正
		していかなければならないと考えておりますので、今後運輸局と
		も協議をしながらちょっと考えていきたいと思っております。
		以上です。
	楢山副議長	3番、いいですか。3番。
質疑	3番	差別する意図は全くない。冗談でしょう。内容が差別でしょう。
	(馬場正治君)	差別する気がなくても内容が差別になっているでしょう。私はそ

う思いますよ。今年の5月30日に障害者差別解消法の一部改正 がありました。それ以前は民間の飲食店なりいろいろなお店です ね、国民が利用する施設やお店に車椅子で入場できるようにする のは努力義務と定められていましたけれども、5月30日の法改 正ではそれが努力ではなくて義務とされました。

したがって、車椅子の人が飲食店に入る、いろんな店に入る際には車椅子で入れる措置を講じなければならないわけですよ。これはテレビ等でもご存じだと思いますけれども、自治体が地方公共団体が運営する公共交通が車椅子が利用できない公共交通を新規に導入しようというのは国の政策に逆行していると私は思うんですね。国土交通省に確認する、違反だと言われれば直す、そういう考え方で担当課長は仕事をしているんですか。全く嘆かわしい。全国でも、あ、おいらせ町はデマンド交通の中に車椅子対応車両を入れた、これは注目されますよ。幾らもかからないはずですよ、予算的には。

この予算の提案に対しては、いわゆる内容についてはデマンド 交通を4月から導入することには反対しないんですよ、私は。内 容を、世界の人口の約15%は何らかの障害を持っているんです よ。これから高齢化も進みます。車椅子を利用する町民も増えま す。今新規に導入する公共交通をそれに対応するシステムにしな いでどうするんですか。これはやっぱり健常者には気がつかない 部分だと思うんですよ。私は、令和元年12月定例会で初めてこ こで車椅子で一般質問をいたしました。病院から外出をもらって、 そのときに身体障害者の立場がよく分かったので、町の公共施設 に車椅子が入れるトイレは幾つありますかと質問しました。(「も う少し短めでお願いします」の声あり)そのときに分庁舎、本庁 舎、病院、この3か所しかない。今でもそれは変わっていないと 思います。唯一早めに対応してもらったのは分庁舎と本庁舎の玄 関のところに車椅子用の駐車場、駐車スペース2台分ずつ、これ は非常にありがたかったですよ。(「議長」の声あり) こういう考 え方で再考する考えはないか、お聞きします。(不規則発言あり)

楢山副議長

ちょっとデマンド交通についてのことで話を進めていただきた いと思いますけれども、副町長。 答弁 副町長 まずもって先ほど課長が言いました運輸局の許可云々という話 (小向仁生君) ですけれども、法的にどうなのかということを確認するという意 味で言ったものであってそれを、それ以外にでも先ほど馬場議員 がおっしゃったみたいに福祉タクシーのほうでの何か助成的なも の、それらも考えていくというのは変わりはないです。 現在というか今お願いしたいのは、現在町民バスを使っている 方々から不平不満が多く寄せられているということで今の町民バ スの運行ですね、それは時刻であったり、それから時間であった り、それからバス停までの場所であったりとか、そういうことを 解消するためにこのデマンド交通を取り入れようということで進 めました。 障害者の利用というのは、もっともな話だと私も理解しており ます。ですが、まずは一般町民、この多くの方々の苦情をいち早 く解消するために4月1日からこのデマンド交通を運行させたい という思いであります。もちろん福祉関係者、それから福祉タク シーの業者、それから利用する障害者、この人たちの意見も取り 入れていかなきゃないと思いますので、これからまだ3月までの 期間ありますし、また4月以降でも十分時間はあると思います。 そこで、福祉の運行バス、これをどのようにしていけばよいのか、 十分検討させていただきたいと思っております。 全く障害者の利用というのを見ないというわけではなくて、ど のような方法でやればいいのかということ、それはさっき議員お っしゃったようにもう1台バスを取り入れればいいのか、それか ら福祉タクシーをやっている業者に助成金なるものを出せばいい のか、それから福祉の施設の業者の人たちも車でもって送迎なん かもしていますので、その人たち等の話合いもしながら進めてい きたいと思っております。馬場議員の思いは十分伝わっておりま すし、それをないがしろにして何が何でも一般健常者向けに走ら せるんだということではないということをご理解いただきたいと 思います。 以上です。(不規則発言あり) 楢山副議長

3番

3番。(「休憩するべ、休憩」の声あり)

今の副町長の話が聞きたかったんですよ。課長の立場ではそこ

(馬場正治君)

までは踏み込んで説明できない立場なのかもしれませんけれど も、ぜひお願いします。了解です。

楢山副議長

よろしいですか。

じゃあ、ここで暫時休憩いたします。 3 時まで休憩といたしま す。その後は2番にお願いします。

(休憩 午後 2時41分)

西舘議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

再び、議長が議事を進行します。

(再開 午後 2時50分)

西舘議長

2番、澤上 勝議員。

質疑 2番

2番、澤上です。

(澤上 勝君)

昨日に引き続き一般質問でまだまだ要望なり聞くところがありましたので、再度この債務負担行為のデマンド交通2億4,000万円の中で質問をさせていただきます。先ほど馬場議員の発言も私はもっともだなと思って聞いていたところに、副町長さんから理解できる答弁がありました。ぜひとも私にも理解できる答弁をよろしく、改めてお願いを申し上げます。

債務負担行為について、私もまだ議員になって浅いものですから勉強不足ですから若干調べたら、将来にわたる債務を負担する行為ということでございますから、今の場合は、これから6年間にわたる債務負担行為とあるわけですけれども、地方自治法214条予算外義務負担と称されるということであります。この中に、さらに債務負担行為に関し、議会がこれを審議する場合においては現実の歳入歳出予算と将来の財政負担を併せて審議することが望ましいという国で作った文書があるわけですけれども。

ですから、いきなり私も補正予算についているということで、 馬場さんでもないけれども、ようやく目に入ったのは現実であり まして、果たしてこの2億4,000万円計上の仕方が財政課長 はプロですからそれでいいかと思いますけれども、私にしては理 解できかねるし、今までも建設とか建物についてはこういう計上 の仕方、国からしっかりした補助事業なりあるものはこういう計 上をしてきていると思いますけれども、今の場合は改めて町独自 でやる、多分補助事業も含めた中でのデマンド交通でありますの で、そういうやり方で計上の仕方でいいのか、ちょっと一つだけ 確認します。

それから、総額の内訳も先ほど馬場さんから聞いたので、私も 決算を見て1億5,000万円どこから入ってきているのかなと 思ってちょっと疑問に思っていますけれども、トータル的に合う わけですけれども。中で聞いているのは、バスそのものの購入は 業者という確認でいいのか、これがまだ多分課長さんからは明確 に常任委員会でも聞いていなかった気がしますので、その辺も教 えていただければと思います。

あと、昨日も言いました地元に3社ある、その中でどうにかこれから、まだ公募型をやるには11月ですか、タイムリミットが。その中でもっと協議を重ねて、地元の3社、2社になるのかこれは現実的には分かりませんけれども、その辺の詰めをもうちょっと努力をして、やはり企業の足元を揺らぐというか、やはり死活問題といえば言葉は大げさですけれども、それだけ売上げが減るということは従業員の退職を迫らなければならない現実が多分私は来ると思います、ある程度は。その辺を踏まえて、行政でやることですから、今までおいらせ町の皆さんの足、手となって利用させてもらったタクシーもやはりある程度は存続してもらわないと私は困るという観点でありますので、その辺のことを踏まえて答弁をお願いいたします。

西舘議長

財政管財課長。

答弁

財政管財課長 (岡本啓一君)

私からは1点目の債務負担行為の計上についてご質問がございましたので、答弁したいと思います。

債務負担行為について、よく設定するのが複数年にわたる大き い建設事業とか一覧にもありますので把握できるかと思います が、この計上をいたします。そのほかに複数年契約が必要な業務 につきまして、翌年度以降のものについては、普通はこの予算が 決まって契約を締結するわけなんですけれども、この複数年契約 につきましては補正予算に普通計上できるのはあくまで今年の分 の費用しか計上されないんですが、ただ契約内と先に複数年契約 ですよということを交渉するに当たっての担保する手段として、 この債務負担行為の設定があります。この債務負担行為を設定し て初めて、相手と複数年契約についての契約について手続を初め て進めることができるということであります。

例としまして、この前のページにあります、例えばこの学校給食センター調理等業務委託料とか、それから指定管理料のことについても、この債務負担行為の設定をして初めて複数年契約に係る募集だとかそういった手続をするのが可能になるということでしたので、今回が初めてではございません。今回のデマンドバスについても業務委託契約が主なものになるかと思いますので、長期継続契約をするに当たって今回このような予算計上という形になっているものでございます。

私からは以上です。

西舘議長

政策推進課長。

答弁 政策推進課長

(柏崎勝徳君)

それではご質問にお答えをしたいと思います。

38ページ、一番下段のデマンドバス等運行業務委託料の件に ついてでございますが、多少数字が大きくなってきておりますの で、そちらの内容についてまずはご説明をしたいと思います。

債務負担行為の設定期間につきましては、先ほど財政管財課長も答弁がありましたとおり5年間にわたる契約を締結したいということで設定するものでございますが、令和3年度につきましては、今年度は予算の執行がなく、契約あるいは準備行為をしていきたいということで今年度は予算なしの債務負担行為で、令和4年度から8年度までの5年間での契約を想定しております。

次に、こちらの債務負担行為につきましては、町民バス1路線分とそれからあとデマンド型交通分の両方の経費を合わせた5年分ということで限度額を2億4,000万円に設定したものでございます。それを5で割りますと、1年間では4,800万円の執行見込みという内容になります。

4,800万円の内訳でございますが、町民バス分につきましては、運行費用1,900万円で見込んでおりまして、そこから 運賃収入を差し引いて、残りの1,500万円と、それからデマンド型交通分につきましては車両の購入のこともご質問ありましたけれども、配車システムの費用、それから車両調達も業者にお願いをするということで車両調達費用、それらも含めた運行費用

【青森県上北郡おいらせ町議会】

として年間4,000万円と見込んでおります。そこから運賃収入700万円を見込んでおりまして、それを差し引いた3,300万円がデマンド分ということになります。町民バスとデマンドを合わせて4,800万円が単年度委託料として支出するという見込みをしているところでございます。

それから財源内訳につきましては、国県支出金の4,900万円、これにつきましては国庫補助金として1年間で980万円と見込んでおります。それからその他の財源の1,500万円につきましては、先ほど馬場議員のご質問にも答弁をいたしましたがイオンモール下田様からの負担金として1年間300万円ということで見込んでおります。

一般財源につきましては、差引きいたしまして1億7,600 万円ということですが、1年間では3,520万円というところ で見込んでいるところでございます。

それから、地元3社と協議を重ねてということでお話ありましたけれども、7月の段階に一度、一般乗り合いの免許ないと、この事業に参入できませんよということでお話をしておりました。 それがなかなか一般乗り合いの免許をもらうにも多少時間がかかるということでも承っておりますので、まずそれを取得するというところがまず一番大事かなと思います。

3社なり、あるいは2社なりで、昨日ご指摘のあった一戸のような組合をつくってやるということであれば、昨日も答弁いたしましたが、どのような形態であろうとも安全確実に運行ができるのであれば、こちらとしてはプロポに参入するのを拒むということはございませんので、そのような形で組合をつくるなどして参入をしていただければ本当にいいことだなと思っております。もし、何か相談をしたいとかいうことで町に話がありましたら十分に相談等対応をしていきたいと思っております。

以上です。

西舘議長

2番。

質疑

2番

(澤上 勝君)

財政課長から債務負担行為の計上はこれでいいというニュアンスで説明をしたと思います。ただ、前にあるのは、前から単年度でやってきたものの実績があり、我々も中身が分かる中での長期

契約の部分であって、デマンドについてはこの全員協議会で説明 した資料しか全くないと私は思っているんですよ。だから、2億 4,000万円そのものが白紙委任する感じを私は持っているん ですよね。果たして、そういうシステムでいいのかという疑問を 持ったものですからお話をさせていただきました。

あと金額の中で、バスは車代はじゃあ出してあげる、買ってあげるという解釈になる、その辺がまだ課長さんが明確な言い方を しない気が、私が受け方が悪いのか分かりませんけれども、そういう思いです。

もう一つは、残念ながら昨日町長さんが下請けではどうですかという言葉が出たんですよね。ですから、その辺はやはり慎重に考えて、やっぱり地場産業の育成を思う中で進めていただきたいし、その辺も。もしあと、課長さんも昨日3月から業者に説明したということを我々委員会は4月にしか聞いていないんですけれども、その辺の考え方がどこにあるのか。

西舘議長

町長。

答弁 町長

(成田 隆君)

昨日の一般質問で澤上議員に答弁したのは、下請けあるいは孫 請けという方法もあるし、そういうことも含めて検討したらどう でしょうということを申したはずですので、それがあるよと断言 していませんので、そういうことも一つの方法ではないですかと いう思いで言っていますのでご了解ください。

以上です。

西舘議長

政策推進課長。

答弁

政策推進課長

(柏崎勝徳君)

それではお答えをいたします。

まず1つ目の車両の件でございますが、業者に取得をしていただいて、買うなりリースになるのか分かりませんけれども受託した業者で車両手当をしていただいて、その部分もこちらの委託料としてお支払いするということになります。実際に、プロポーザルでやるというところで当然金額的なところも競争になりますので、車全部町が買って貸して与えるということではなくて、それも含めた金額で札といいますか、金額を入れてもらうという形に

しております。

それからあと、3月から説明していたというところが初めて聞いたということでおっしゃっておりましたが、確かに前回の全協の資料等でもそこまでちょっと詳しくは書いておりませんでしたが、3月の中旬から4月の上旬にかけて町内のタクシー事業者さん、それからあとはバス、十鉄と寺下運輸さんということでそういう公共交通に関わる事業所を回って、町で来年度からこのような形でちょっと考えているんだということの話を一旦させていただいて、7月に改めてタクシー事業者さんに役場に来ていただいて改めて説明をするという形でやってきておりましたので、ご理解いただきたいと思います。

西舘議長

2番。

質疑 2番

(澤上 勝君)

町長さんの部分については、私があまり聞き違いをしたという ことでそういうことで理解して。

あと、車では、簡単に言えばリース料を払うということで、こ の積算されている平日だと2,280万円、土日860万円、そ れ以外にプラスアルファするという理解をしてよろしいかと思い ますけれども、まずいいと思いますけれども、そういう形で3年 間取った環境調査のアンケートの中に要望があるのも昨日言った とおりでありますし、便数足りない、乗り継ぎをしなければなら ない、それから短時間で着けないというそういうのがありますの で、デマンド交通をやるものに対しては昨日から言っているとお り全く手を挙げて賛成をしますけれども、その運営の部分につい て地元企業をある程度動かしてといえば言葉が悪いけれども、生 かしながらやはりお互いの立場というか、お互いが成り立つよう にやるのも難しいと思いますけれども、それも一つの行政の仕事 かと思います。商工会に、私がいました商工会でもそういうこと はしてきたつもりでありますので、今後ともその辺については、 これから決まれば予算的に進むと思うので、ある程度行くと思い ますけれども、これから例えば具体的になれば議会に報告すると いう確認でよろしいか、議会のご意見を聞きながら進めるという 確認でいいのか、その辺も若干付け足してご説明をお願いしま す。

	西舘議長	政策推進課長。
答弁	政策推進課長 (柏崎勝徳君)	それでは、お答えをいたします。 先ほどの委託料にプラスして車両分も払っていくのかというご 質問だったかなと思いますが、ご指摘のとおり8月の全協の中で 説明した中にもありましたけれども、ご提示した数字にプラス車 両分が必要になりますということで資料にも書いてあったと思い ますので、そういうことで先ほどおっしゃった数字プラス車両代 ということになります。 また、地元事業者の参画といいますか、こちらについては本当 に地元の事業者さんがこの業務を取っていただいて運行していた だくというのが本当に一番いいなとは思っておりますけれども、 なかなか免許の関係とか難しい点もあろうかと思います。そうい うところにつきましては、議員のご意見等を承って、ちょっとで きるのかどうかは分かりませんが配慮できるのであればしていき たいと考えております。
	西舘議長 (議員席) 西舘議長	以上です。 ほかにございませんか。 **なしの声** なしと認め、第7款から第12款までの質疑を終わります。
	(議員席)	以上で歳出についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 **なしの声**
	西舘議長	なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第58号について採決をいたします。 本案は(「反対の討論しか今やらないで、賛成の討論ありませんかということの問いかけはなくなったんですか」「賛成討論をしたいんですけれども、どこですればいいですか」の声あり) 3番、馬場正治議員。
	3番	賛成討論をしたいんですがよろしいですか。

(馬場正治君) どうぞ。 西舘議長 3番 もう全款終了して採決に入る前に反対討論ありませんかとおっ (馬場正治君) しゃいましたよね。賛成討論はありませんかを待っていたら、い きなり採決に入ろうとしたので、その前に……。 西舘議長 だから、討論ありませんかと言いました。 3番 反対討論ありませんかと言いましたよ。 (馬場正治君) 西舘議長 反対する者の討論を許します。 3番 反対する者の討論、賛成する者の討論は許さないんですか。 (馬場正治君) 西舘議長 どうぞ。 では、3番、馬場正治ですが。通常反対討論、賛成討論は演壇 3番 (馬場正治君) でされていたと思いますけれども、私の身体の事情で議席で座っ たままの討論をお許しいただけるでしょうか。 どうぞ。 西舘議長 ありがとうございます。 3番 (馬場正治君) それでは、本案に賛成の立場から討論をいたします。 先ほどデマンドバス等運行業務委託料の2億4,000万円の 補正予算について質問したところ、副町長から全く感銘を受ける 答弁をいただきました。ぜひ、その内容を実行いただくというこ と、それから全員協議会でも質問いたしましたけれども、町の境 をまたがないという今の案、県外では町の境をまたいで隣の町ま

> されて、どこでタクシーを呼べばいいんですか。これを考えてい 【青森県上北郡おいらせ町議会】

で、例えば北部地区はどなたか議員もおっしゃっていましたけれ

ども、病院とか買い物とかは三沢へ行く場合が多いわけですね。 それを隣の市町村までは越えないと、境で降りてもらうという説 明が全員協議会での課長の説明でした。雨降りの日はどこで降ろ

ないというのはおかしいので、そういった細かい部分、私の質問 の趣旨は町民の多くの障害者を代表する立場としては障害者にも 対応しうる公共交通の導入をぜひ検討していただいて、この予算 を使っていただきたい。そういう賛成の立場からよろしくお願い を申し上げます。 以上です。 ほかにございませんか。 西舘議長

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第58号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

西舘議長

次に、日程第12、議案第59号令和3年度おいらせ町国民健 康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

町民課長。

当局の説明

町民課長

(澤頭則光君)

それでは、議案第59号についてご説明申し上げます。

議案書の38ページから40ページ、別冊特別会計補正予算に 関する説明書1ページから8ページになります。

本案は、既定予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,013万3, 000円を追加し、予算の総額を25億1,200万7,000 円とするものであります。

その主な内容につきましては、歳出では、保険給付費等交付金 の令和2年度事業実績による県費返還金を計上し、歳入では、収 入見込みにより国民健康保険税を増額したほか、令和2年度決算 に伴う前年度繰越金を計上する一方、収支見込みにより国民健康 保険事業基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 特別会計補正予算に関する説明書3ページから8ページになり ます。給与費明細書も含めます。 質疑ございませんか。 **なしの声** (議員席) 西舘議長 なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 **なしの声** (議員席) 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第59号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 西舘議長 次に、日程第13、議案第60号令和3年度おいらせ町奨学資 金貸付事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたし ます。 当局の説明を求めます。 学務課長。 学務課長 当局の説明 それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。 (福田輝雄君) 議案書41ページから43ページ、別冊特別会計補正予算に関 する説明書の9ページから15ページになります。 本案は、既定の歳入歳出予算の総額に3万1,000円を追加 し、歳入歳出予算の総額を1,794万5,000円とするもの であります。 その主な内容につきましては、歳出では、奨学生追加募集に伴 い、選考委員会を開催するための委員報酬を2万1,000円、 奨学基金積立金を1万円増額するものであります。 一方、歳入では、寄附金を1万円、一般会計繰入金を1万6,

000円増額するほか、奨学基金繰入金を42万5,000円減額し、令和2年度決算に伴い、前年度繰越金を43万円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

西舘議長

説明が終わりました。

これより歳入歳出全般の質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

説明書11ページから15ページになります。

質疑ありませんか。

8番、平野敏彦議員。

質疑

8番

8番、平野です。

(平野敏彦君)

ちょっと確認をしますけれども、今説明があった13ページのところで委員報酬2万1,000円が補正になっています。追加募集とあるんですけれども、結局募集枠に達しなかったということで、この追加募集をするのか。そうすると、この対象になるのがいつからなるのか、これが一つ。

それと、定員に達しないから11ページの繰入金を減額したということなのか、この2点をお願いします。

西舘議長

学務課長。

答弁

学務課長

お答えいたします。

(福田輝雄君)

今回の追加募集につきましては、春に募集したものの一応募集 人員に満たさなかったこともありますが、コロナの影響がまだ続 いてきていて就学する学生等にいろいろと混乱が来しているとい うことも勘案して、去年と同様な形で追加募集を行うこととした ものであります。

あと、すみません。私も勉強不足で、今回追加募集で決定した 方々の支給につきましては、多分支給後からの給付になると考え ております。すみません。お願いします。

西舘議長

学務課長。

<u> </u>		<u></u>
答弁	学務課長	すみません。今前任の課長から確認して、昨年度は本人の希望
	(福田輝雄君)	等を確認した上で遡って4月から支給をした経緯があるというこ
		とだったので、今回も同じような形で進めたいと思います。
		以上です。
		すみません。繰入金の内訳になりますけれども、前年度繰越額
		が43万1,320円ありますけれども、事務費の繰入金のもの
		については6,320円、基金の繰入金として42万5,000
		円という形での割り振りとしております。よろしかったでしょう
		か。すみません。
	西舘議長	8番。
質疑	8番	今ちょっと確認しますけれども、3月に募集して定員に達しな
	(平野敏彦君)	かったと。追加募集して、ここに決定時期が3月以降になって決
		めて、本人の希望で4月から支給しているんだということで分か
		ります。
		あと一つですけれども、このコロナの影響で償還のほうも計画
		どおり償還できるかどうかというのは調査していますか。私は、
		ちょっと気になるなと思います。やっぱり今の学生は学校に行か
		ないでテレワークとか様々、在宅みたいな形でうちに来てやって
		いる人もあるんですよ。そうすれば、いや、どうも本当に奨学金
		をもらって頑張っているんだけれども、今度卒業している人につ
		いても仕事の関わりでいろんな条件が今までと変わっていると思
		うんですね。だから、例えばその返還する方々にコロナ禍の中で
		今町ではこういうふうな対応もできますよとかそういう呼びかけ
		をしているかどうか。本当に返還する人は結構期間長く対応して
		いかなければならないわけですから、その辺はどういうふうに捉
		えていますか。
	西舘議長	学務課長。
答弁	学務課長	償還につきましては、制度上、卒業から1年間経過後に償還を
	(福田輝雄君)	始めてもらう形で行っております。平野議員おっしゃるとおり、
		昨年度、令和2年度におきましては、ちょっと今資料ないんです
		けれども、記憶の中では6名ほど相談を受けておりました。この

コロナ禍で転職をせざるを得なかった場合、またはなかなか収入 が考えていたほどもらえなかった方々につきましては、その都度 相談をいただいて、その方の現在返還できる金額を確認した上で 満額ではなくて一部という形で償還を許可して進めているものが あります。

また、相談がなくても滞ってきたときには電話連絡をして確認 をした上で、それぞれの状況に応じた返済計画を改めて立ててい ただいて進めているところになっておりました。

以上です。

西舘議長

8番。

質疑

8番

(平野敏彦君)

基本1年間、1年据置きで償還するわけですけれども、例えば こういうコロナ禍のような情勢の中で、据置き期間を2年にする とか3年にするとかそういう対応というのもできないんですか。

あとは返還金額については相談に応じているわけですから、やっぱりその辺も。私は今の仕事、一気に景気が回復するとかというのはなかなか容易でないと思うので、その辺特に大卒ですぐ高給をもらっているわけでもないわけですから、その辺も考慮したらやっぱり据置き期間を、1年を2年にしてやるとか、それから今現在やっている償還金額を下げるとかというのは、私はもう既に取り組んでいるから理解できますけれども、この据置き期間というのは変更できないんですか。

西舘議長

学務課長。

答弁

学務課長

(福田輝雄君)

金額もそうですけれども、償還、要は半年間ちょっと納めることが難しいという形のお話も伺って、その対応をしております。ですので、規定を設けるのではなくて個別の対応をして返済計画を立てていただきながら進めるという形で今のところやっておりますし、これからも進めたいと思っております。

以上です。

西舘議長

ほかにございませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長 なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 (議員席) **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 西舘議長 これから、議案第60号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 ここで、時間延長いたします。 西舘議長 次に、日程第14、議案第61号令和3年度おいらせ町公共下 水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたしま す。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。 当局の説明 地域整備課長 それでは、議案第61号についてご説明申し上げます。 (桒嶋泰幸君) 議案書の44ページから46ページ、別冊の特別会計補正予算 に関する説明書の17ページから22ページをご覧ください。 本案は、既定予算の総額から12万6,000円を追加し、予 算の総額を10億5,069万5,000円とするものでありま す。 その主な内容につきましては、歳出では、職員の担当業務変更 に伴う給料、共済費及び受益者負担金の一括納付に伴う報奨金を 増額するほか、職員手当等を減額し、歳入では、一般会計繰入金

を減額し、令和2年度決算に伴い、前年度繰越金を増額するほか、 馬淵川流域下水道維持管理負担金を追加するものであります。

以上で、説明を終わります。

西舘議長 説明が終わりました。

これより歳入歳出全般の質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。 説明書19ページから22ページになります。給与費明細書も 含めます。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 **なしの声** (議員席) 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第61号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、日程第15、議案第62号、令和2年度おいらせ町農業 西舘議長 集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といた します。 当局の説明を求めます。 地域整備課長。 当局の説明 地域整備課長 それでは、議案第62号についてご説明申し上げます。 議案書の47ページから49ページ、別冊の特別会計補正予算 (桒嶋泰幸君) に関する説明書の23ページから28ページをご覧ください。 本案は、既定予算の総額から71万3,000円を減額し、予 算の総額を1億4、211万6、000円とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、職員の担当業務変更 に伴う給料及び職員手当等を減額し、歳入では、一般会計繰入金 を減額し、前年度繰入金を増額するものであります。 以上で、説明を終わります。 西舘議長 ここで訂正をいたします。

先ほど、私から令和2年度と申し上げましたが、令和3年度に 訂正させていただきます。大変失礼いたしました。 説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書25ページから28ページになります。給与費明細書も 含めます。 質疑ありませんか。 **なしの声** (議員席) 西舘議長 なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 (議員席) **なしの声** なしと認め、討論を終わります。 西舘議長 これから、議案第62号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声** (議員席) 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、日程第16、議案第63号、令和3年度おいらせ町介護 西舘議長 保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 介護福祉課長。 当局の説明 介護福祉課長 議案第63号についてご説明申し上げます。 (田中淳也君) 議案書の50ページから52ページ、別冊の特別会計補正予算 に関する説明書29ページから38ページになります。 本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ8,848万4, 000円を追加し、予算の総額を24億4,305万円とするも のです。 その主な内容でありますが、歳出では、令和2年度保険給付費 等の実績により支払基金等への返還金、一般会計繰出金及び介護

保険給付費準備基金積立金を増額し、歳入では、令和2年度決算 に伴い、前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。 西舘議長 説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書31ページから38ページになります。給与費明細書も 含めます。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第63号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、日程第17、議案第64号、令和3年度おいらせ町後期 西舘議長 高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について議題といたしま す。 当局の説明を求めます。 町民課長。 当局の説明 町民課長 それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。 (澤頭則光君) 議案書の53ページから55ページ、別冊特別会計補正予算に 関する説明書39ページから42ページになります。

本案は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1,546万4, 000円を追加し、予算の総額を2億3,763万5,000円 とするものであります。 その主な内容につきましては、歳出では、後期高齢者医療広域 連合納付金を増額し、歳入では、普通徴収保険料、特別徴収保険 料及び前年度繰越金を増額するものであります。 以上で説明を終わります。 西舘議長 説明が終わりました。 これより歳入歳出全般の質疑に入ります。 質疑は、事項別明細書により行います。 説明書41ページから42ページになります。 質疑ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 なしと認め、歳入歳出全般の質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありません か。 **なしの声** (議員席) 西舘議長 なしと認め、討論を終わります。 これから、議案第64号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (議員席) **なしの声** 西舘議長 異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、日程第18、議案第65号、令和3年度おいらせ町病院 西舘議長 事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

病院事務長。

当局の説明 病院事務長 それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。

(田中貴重君) 議案書の56ページから58ページになります。

本案は、収益的収入及び支出の既決予定額から814万2,000円を減額し、予算の総額を10億581万3,000円とするほか、資本的収入の既決予定額に3,240万円を追加し、予定額を6,911万6,000円とする一方、資本的支出の既決予定額に3,245万円を追加し、予定額を8,401万8,000円とするものです。

それでは、別冊の補正予算に関する予算書43ページから52ページをご覧ください。

収益的支出では、職員の給料や手当の調整のほか、法定福利費、 退職手当組合負担金の負担率の減により、給与費1,154万5,000円を減額、経費では、新型コロナウイルスワクチン接種の ための受付、案内業務に要する委託経費308万4,000円を 増額するものであります。

収益的収入では、入院患者減による入院収益1,217万3,000円の減額、医業外収入では、新型コロナウイルス対策に要する地方創生臨時交付金、他会計補助金407万2,000円を増額するものであります。

また、資本的支出では、病院内の診察情報や検査結果などの情報共有による効率的な医療実現のため、電子カルテシステムを導入するもので、令和3年度から令和4年度の2か年事業として、総額1億3,805万円のうち、令和3年度分3,245万円を追加するものであります。

なお、資本的収入の不足額につきましては、当年度分損益勘定 留保資金を充当するものであります。

説明は以上です。

西舘議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案については、説明書と議案書により一括で質疑を行います。 説明書43ページから51ページ、議案書56ページから58ページになります。給与費明細書継続費に関する調書も含めます。 質疑ございませんか。

8番、平野敏彦議員。

FF LY	0 II	
質疑	8番	病院事業会計は今決算の監査意見書によりますと、2年度は5
	(平野敏彦君)	51万2,000円の純損失が生じているということでこれで連
		続何年ですか、損失が出ているわけですけれども。このままでい
		きますと、今年もこういうふうな形態になるのか。収支の見込み
		はどういうふうに捉えているのか、確認したいと思います。
	西舘議長	病院事務長。
答弁	病院事務長	欠損の部分については、連続3年欠損ということで今平野議員
	(田中貴重君)	がおっしゃった500万円台ではなくて、桁が違って5,500
		万円の欠損でございます。
		今年につきましては、昨年と比べて新型コロナウイルスの影響
		があるんですが、外来患者が増員、それと入院患者も去年に増し
		て増えて病床使用率も高くなってございます。去年の7月の段階
		では既に1,600万円の欠損がございましたけれども、今年は
		1,600万円のプラスということで、昨年に比べて3,200
		万円ほどの収益アップになっております。さらに、保健所対応の
		部分、コロナワクチンの対応の部分ということでほかからの収入
		も見込まれておりますので、去年のようなことにはならない、収
		支はプラスで目指して今取り組んでいるところでございます。い
		ずれにしても、今目の前の大変な状況をクリアしながら進めてま
		いりますので、収支も考えながら病院経営、経費を切り詰めて頑
		張ってまいりたいと考えております。
		以上です。
	西舘議長	8番、平野敏彦議員。
質疑	8番	今事務長のコロナ対応、一生懸命取り組んでいるということに
	(平野敏彦君)	ついては理解し評価をしたいと思います。
		今病院に対する信頼度を高める一つの絶好の機会だと私は思う
		んですよ。やっぱりこれまでは町内公立病院ということで、町民
		もあまり意識が薄かったと思いますけれども、今コロナによって
		やっぱり地元の病院が対応してくれるんだという安心感、そうい
		うものが生まれてきているようですので、ぜひこのムードをうま

くコロナを利用するということじゃないんですけれども、これを

活用して経営もよくなるし、そしてまた町民の信頼度が高まっていけるように頑張ってほしいと思います。期待して終わります。

西舘議長

ほかにございませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、本案についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対する者の討論を許します。討論ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

なしと認め、討論を終わります。

これから議案第65号について採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

西舘議長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、追加提案の準備がありますので、暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3時53分)

西舘議長

休憩を取り消し、会議を再開いたします。

(再開 午後 3時55分)

西舘議長

このたび、監査委員が決算特別委員会の副委員長を務めること は適当でないという事由が判明しました。それを受けて、木村忠 一副委員長から総務文教常任委員会の副委員長を辞任したいとの 申出がありました。

令和3年9月6日に総務文教常任委員会を開催し、おいらせ町 議会委員会条例第12条の規定により、木村忠一副委員長の辞任 については同委員会の許可を得たことをご報告いたします。また、 木村副委員長の退任に伴い、同日、総務文教常任委員会にて吉村 敏文議員を同副委員長に互選したとの報告がありましたのでお知 らせいたします。

お諮りいたします。

このことから、改めて決算特別委員会の副委員長を選任する必要があることから、本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(議員席)

なしの声

	1	
	西舘議長	異議なしと認めます。(「議長」の声あり) 異議ですか。
		14番、松林義光議員。
	1 4番	監査委員で、特別委員会の副委員長は好ましくない、分かりま
	(松林義光君)	 した。従来の総務文教常任委員会の副委員長は監査委員と両方兼
		 務、それは妥当であるということになりますか。あ、ごめん。副
		委員長、兼任か。
	西舘議長	 委員はそのままです。(「勘違いしました」の声あり)
		ほかにございますか。
	(発見広)	
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	異議なしと認めます。
		よって、決算特別委員会の副委員長の選任について、追加日程
		第1として議題とすることに決定しました。
	西舘議長	追加日程第1、決算特別委員会の副委員長の選任についてを議
		題といたします。
		決算特別委員会の副委員長は、総務文教常任委員会の副委員長
		が当たることとしておりましたので、改めて決算特別委員会の副
		委員長に吉村敏文議員を選任したいと思います。
		これにご異議ありませんか。
	(議員席)	**なしの声**
	西舘議長	異議なしと認めます。
		よって、決算特別委員会の副委員長に吉村敏文議員が選任され
		ました。
 日程終了の	西舘議長	 これで、本日の日程は全て終了いたしました。
告知		これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の	西舘議長	明日、8日水曜日は午前10時から決算特別委員会を開き、付
報告		託された議案の審査をお願いします。
TK LI		
散会宣告	而始議 E.	本日は、これで散会します。
耿云旦百	西舘議長	今日は、C46で飲去しまり。
		/BB A n4 44
		(閉会時刻 午後 3時58分)

閉会宣告	事務局長	修礼を行いますので、ご起立願います。
	(赤坂千敏君)	礼。